










追第1次 表へー3-3 粉末缶移載装置 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		{5017}
機器名		粉末缶移載装置 No. 2-1
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー3-3-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(2)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)
	核燃料物質の臨界防止 <sup>(2)</sup>	[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-3-1に示す。  [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(2)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー3-3-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(2)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

追第1次 表へー3-3 粉末缶移載装置 No. 2-1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(1)</sup>	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(1)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(2)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。  [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力 
	警報設備等 <sup>(2)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(2)</sup>	—
	非常用電源設備 <sup>(2)</sup>	—
	通信連絡設備 <sup>(2)</sup>	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-5	








(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。



先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー3-4 粉末缶移載装置 No. 2-2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		{5018}
機器名		粉末缶移載装置 No. 2-2
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー3-4-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(2)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)  [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-4-1に示す。  [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(2)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー3-4-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(2)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

追第1次 表へー3-4 粉末缶移載装置 No. 2-2 仕様







技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(1)</sup>	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(1)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(2)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。  [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力 
	警報設備等 <sup>(2)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(2)</sup>	—
	非常用電源設備 <sup>(2)</sup>	—
	通信連絡設備 <sup>(2)</sup>	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-6	

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。



先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー3-5 粉末缶搬送コンベア No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶搬送コンベア
設備・機器名称		{5020}
機器名		粉末缶搬送コンベア No.2
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー3-5-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器 <sup>(3)</sup>	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 12 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(2)</sup>	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (コンベア配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を搬送するコンベアの配列: 1 段×列数: 2 列以下 (粉末缶移載装置 2 台 (粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2) の粉末保管容器 (保管容器 F 型) それぞれ 1 個を含む) 列の面間距離: 10 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
	火災等による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-5-1に示す。</p> <p>[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。</p>
安全機能を有する施設の地盤 <sup>(2)</sup>		—

追第1次 表へー3-5 粉末缶搬送コンベア No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー3-5-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(2)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(1)</sup>	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(1)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(2)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）12個を搬送する能力を有している。
	警報設備等 <sup>(2)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(2)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(2)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(2)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-7	

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。







(2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

(3) 質量が核的制限値未満であることを確認するために設備内に設置する上皿電子天秤については、第5次申請の{8068}計量設備 上皿電子天秤の仕様表（表リー他ー14）において適合性を確認する。




先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー4-1 原料保管設備D型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	原料貯蔵設備 原料保管設備D型 粉末保管パレット
設備・機器名称		{5030} 原料保管設備D型 No.1
機器名		— {5030-2}粉末保管パレット
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー4-1-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(2列×  ×8段)
	主要な構造材	別表へー4-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料搬送設備No.2 粉末スタッククレーン、原料搬送設備No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備No.2 粉末缶受台、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:106cm以上 上下方向:8段以下 中心間距離:44cm以上 横方向:無限個 中心間距離:96cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数:4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域(を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー4-1-2に示す。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—

追第1次 表へー4-1 原料保管設備D型 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー4-1-2に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を貯蔵する際に落下しないよう、ストップを設けている。
	遮蔽 <sup>(3)</sup>	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—	
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー4-1～図へー4-5	

(1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。

(2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型










施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

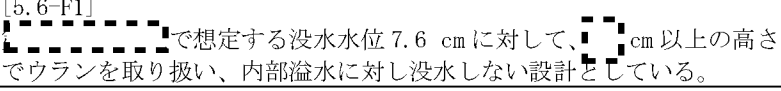

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー5-1 原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	[5021] 原料搬送設備 No.2 粉末スタッカクレーン	
機器名	粉末スタッカクレーン	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー5-1-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器F型) 4 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) の単一ユニット「原料保管設備D型 (C-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5-1-1に示す。  [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー5-1-1に示す。 ボルトで上部レールを原料保管設備D型 No.1 に固定し、アンカーボルトで下部レールを床面に固定している。 上部レール:  下部レール: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

追第1次 表へー5-1 原料搬送設備 No.2 粉末スタッククレーン 仕様





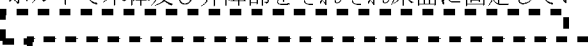

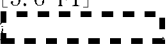

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1] 
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。  [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-1、図へー5-2	

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー5-2 原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称		{5022} {5023} 原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア
機器名		
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー5-2-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		2台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー5-2-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5-2-2に示す。  [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー5-2-2に示す。 アンカーボルトで本体及び昇降部をそれぞれ床面に固定している。 本体:  昇降部: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。

追第1次 表へー5-2 原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア 仕様





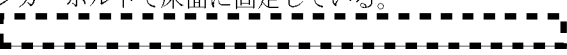

技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。  [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—	
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-3、図へー5-4	

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー5－3 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備	
設備・機器名称	{5024} 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台		
機器名	粉末缶受台		
変更内容	変更なし		
設置場所	第2加工棟 		
員数	1台		
一般仕様	型式	ローラコンベア	
	主要な構造材	別表へー5－3－1に示す。	
	寸法(単位:mm)	概略寸法 	
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>	
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)	
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「原料保管設備D型(C-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)	
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5－3－1に示す。  [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—	
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー5－3－1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。	
	材料及び構造	—	

追第1次 表へー5-3 原料搬送設備 No.2 粉末缶受台 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップパ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-5、図へー5-6	

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

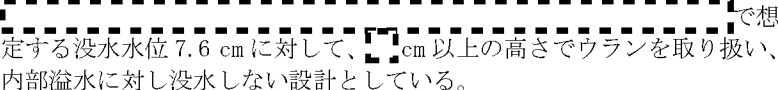

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。




追第1次 表へー5-4 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (粉末) 原料搬送設備	
設備・機器名称	[5025] 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車		
変更内容	変更なし		
設置場所	第2加工棟		
員数	1台		
一般仕様	型式	自動走行式	
	主要な構造材	別表へー5-4-1に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [図]	
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(2)</sup>	
	その他の性能	最大取扱量: [図] (粉末保管容器 (保管容器F型) 4個)	
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)(5)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ([図]を含む) の各単一ユニット「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)	
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ([図]を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。	
	火災等による損傷の防止 <sup>(5)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー5-4-1に示す。	
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(5)</sup>	—	
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー5-4-1に示す。 アンカーボルトで走行レール部を床面に固定している。 走行レール部 1、3、4及び5: [図] 走行レール部 2及び6: [図]	
		津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(5)</sup>	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(5)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。	



追第1次 表へー5-4 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車 仕様







技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	[5.6-F1]  想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(4)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(5)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(5)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。
	警報設備等 <sup>(5)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(5)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(5)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(5)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(5)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー5-7	

- (1) 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車は、第2加工棟  において共用する。
- (2) 粉末保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (3) 原料搬送設備 No.2 粉末缶台車を共用する第2-2領域（ を含む）における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域に設置された単一ユニットの構成に原料搬送設備 No.2 粉末缶台車を含ませることにより、第5次申請で複数ユニットの臨界安全評価を行い適合性を確認する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。





先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

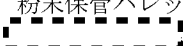
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー6-1 原料保管設備E型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	原料貯蔵設備 原料保管設備E型 粉末保管パレット
設備・機器名称		{5031}
機器名		原料保管設備E型 No.1 — {5030-2}粉末保管パレット
変更内容		改造(耐震補強の仕様を別表へー6-1-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(2列×  ×9段)
	主要な構造材	別表へー6-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域()を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(棚配列) 粉末保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送する原料搬送設備(原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.1、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.2、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.3、原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4、原料搬送設備No.2 粉末缶台車)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:104cm以上 棚1列の奥行:80cm以下 上下方向:9段以下 中心間距離:40cm以上 設備の高さ:455cm以下 横方向:無限個 中心間距離:96cm以上 幾何学的形状制限(粉末保管容器(保管容器F型)数) 1パレット当たりの粉末保管容器(保管容器F型)個数:4個以下 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)</p> <p>[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域()では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。</p>
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	<p>[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー6-1-2に示す。</p>

追第1次 表へー6-1 原料保管設備E型 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー6-1-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 床面：  壁面： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を貯蔵する際に落下しないよう、ストoppaを設けている。
	遮蔽 <sup>(3)</sup>	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
廃棄施設	—	
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー6-1～図へー6-7	

(1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。







(2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

(3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

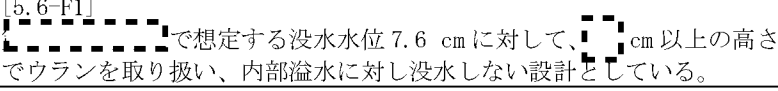

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー7-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	[5026] 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	
機器名	粉末搬送機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー7-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  )を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー7-1-1に示す。 ボルトで上部レールを原料保管設備E型No.1に固定し、アンカーボルトで下部レールを床面に固定している。 上部レール:  下部レール: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(5)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

追第1次 表へー7-1 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1 仕様








技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1] 
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-1、図へー7-2	

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー7-2 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	{5027} 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	
機器名	粉末搬送機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー7-2-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器F型) 4 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 (  を含む) の単一ユニット「原料保管設備E型 (C-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー7-2-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—

追第1次 表へー7-2 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-3、図へー7-4	








- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟 において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。





追第1次 表へー7-3 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称	[5028] 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.3	
機器名	粉末搬送機No.3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー7-3-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-3-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー7-3-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1]  で想定する没水水位7.6cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—

追第1次 表へー7-3 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3 仕様





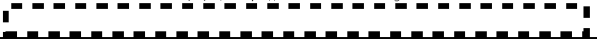

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-5、図へー7-6	

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟   において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。



先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー7-4 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(粉末) 原料搬送設備
設備・機器名称		{5029} 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4
機器名		粉末搬送機No.4
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー7-4-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	粉末保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量  (粉末保管容器(保管容器F型)4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域(  を含む)の単一ユニット「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管パレット1個を搬送する。 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー7-4-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー7-4-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—

追第1次 表へー7-4 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能 <sup>(2)</sup>	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）4個を積載した粉末保管パレット1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー7-7、図へー7-8	

- (1) 粉末保管パレットは、第2加工棟   において共用する。
- (2) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

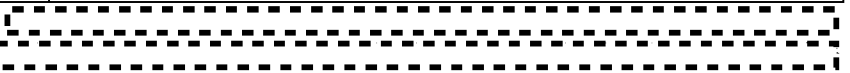
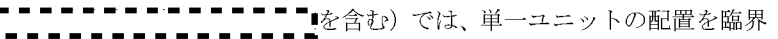
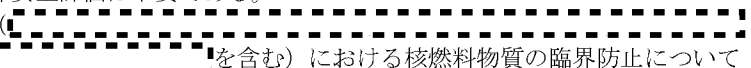
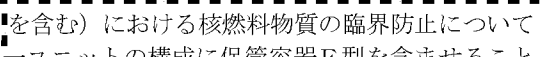
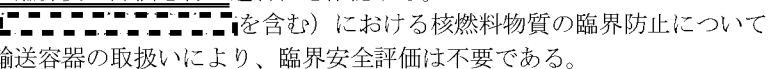
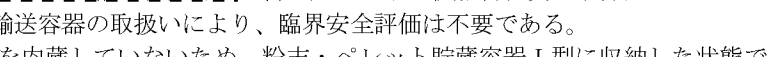
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー8-1 保管容器F型 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 粉末保管容器
設備・機器名称	機器名	{5001} 保管容器F型
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 第1加工棟
員数		13000個
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	別表へー8-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量 (粉末保管容器(保管容器F型)1個) 可搬式(耐震重要度分類:なし)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)(4)(5)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( )を含む)の各単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限 粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量制限 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内)  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を別表へー8-1-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する水密構造とし、内部溢水による被水や火災時の消火水が侵入しない構造としている。 <sup>(6)</sup>
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する密封構造としている。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—

追第1次 表へ-8-1 保管容器F型 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図へ-1-1、図へ-1-2、図へ-8-1	

- (1) 保管容器F型は、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-1領域 ( を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。これら第2-1領域の各単一ユニットの構成に保管容器F型を含ませている。このため保管容器F型単体での複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 保管容器F型を共用する第2-2領域 ( を含む)、第2-7領域 ( を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域、第2-7領域それぞれに設置された単一ユニットの構成に保管容器F型を含ませることにより、第5次申請で複数ユニットの臨界安全評価を行い適合性を確認する。
- (4) 保管容器F型を共用する第一領域 ( を含む) における核燃料物質の臨界防止については、 における輸送容器の取扱いにより、臨界安全評価は不要である。
- (5) 保管容器F型は、中性子吸収板I型を内蔵していないため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態であっても第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できないが、保管容器F型 (中性子吸収板I型内蔵型) は、中性子吸収板I型を内蔵しているため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態で第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できる。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、後半申請で適合性を確認する。
- (6) なお、水の侵入を想定した最適減速条件でも未臨界であることを確認している。

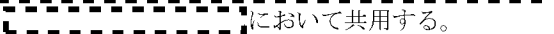


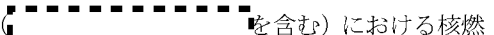
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー8-2 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 粉末保管容器 中性子吸収板
設備・機器名称	機器名	{5002} 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1加工棟
員数		1800個
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	別表へー8-2-1に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：
	その他の構成機器	中性子吸収板I型
	その他の性能	最大取扱量（粉末保管容器（保管容器F型）1個） 可搬式（耐震重要度分類：なし）
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(4)(5)(6)(7)</sup>	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第2-1領域（）を含むの各単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 幾何学的形状制限 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量制限 質量：1.1 kgU235以下／粉末保管容器（保管容器F型） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造 減速条件H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内） 中性子吸収板の吸収効果 <sup>(2)</sup> 中性子吸収板（中性子吸収板I型） 幅：18 cm以上 厚さ：0.1 cm以上 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率1 wt%以上）  （複数ユニットの臨界安全） — <sup>(3)</sup>
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を別表へー8-2-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する水密構造とし、内部溢水による被水や火災時の消火水が侵入しない構造としている。 <sup>(8)</sup>
	材料及び構造	—

追第1次 表へー8-2 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型） 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[7.1-F2] パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する密封構造としている。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー8-2	

- (1) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）は、  
第1-3貯蔵棟  第1加工棟  において共用する。
- (2) 中性子吸収板I型は、保管容器F型内に固定され簡単に取外しができない構造としている。核的制限値としての中性子吸収板の吸収効果は、保管容器F型を粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵する場合にのみ適用し、それ以外の場合には適用しない。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、後半申請で適合性を確認する。
- (3) 第2-1領域（ を含む）では、単一ユニットの配置を限界計算により確認し、複数ユニットの限界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備D型（C-1）」、「原料保管設備E型（C-2）」を配置している。これら第2-1領域の各単一ユニットの構成に保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を含ませている。このため保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）単体での複数ユニットの限界安全評価は不要である。
- (4) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を共用する第2-2領域（ を含む）、第2-7領域（ を含む）における核燃料物質の限界防止については、第2-2領域、第2-7領域それぞれに設置された単一ユニットの構成に保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を含ませることにより、第5次申請で複数ユニットの限界安全評価を行い適合性を確認する。
- (5) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を共用する第二領域（ を含む）における核燃料物質の限界防止については、第二領域が1つの単一ユニットのみで構成されるため複数ユニットの限界安全評価は不要である。
- (6) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）を共用する第一領域（ を含む）における核燃料物質の限界防止については、 における輸送容器の取扱いにより、限界安全評価は不要である。
- (7) 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）は、中性子吸収板I型を内蔵しているため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態で第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できるが、保管容器F型は、中性子吸収板I型を内蔵していないため、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した状態であっても第1-3貯蔵容器保管設備に貯蔵できない。なお、粉末・ペレット貯蔵容器I型及び第1-3貯蔵容器保管設備は、後半申請で適合性を確認する。
- (8) なお、水の侵入を想定した最適減速条件でも未限界であることを確認している。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

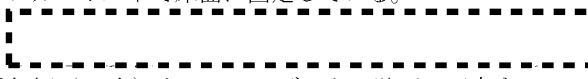
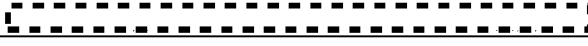
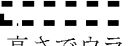
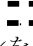


追第1次 表へー9-1 ペレット保管ラックB型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	ペレット貯蔵設備 ペレット保管ラックB型 ペレット保管パレット
設備・機器名称		{5040}ペレット保管ラックB型 No.1
機器名		— {5040-2}ペレット保管パレット
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー9-1-1に示す。)
設置場所		第2加工棟
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(2列×行×10段)
	主要な構造材	別表へー9-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	ペレット保管パレット <sup>(1)</sup> 、中性子吸収板
	その他の性能	最大貯蔵能力:
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(4)</sup>	<p>[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域( )を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) ペレット保管パレット1個を収納する棚の配列 (パレット1個を搬送するペレット搬送設備No.3 ({5041}ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン、{5042}ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車<sup>(2)</sup>、{5043}ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1<sup>(2)</sup>、{5044}ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2<sup>(2)</sup>)及びペレット搬送設備No.4 ({5045}ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター<sup>(2)</sup>、{5046}ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台<sup>(2)</sup>)を含む) 列方向:2列以下 面間距離:93 cm以上 上下方向:10段以下 中心間距離:32 cm以上 ただし、 第1段:床面から44 cm以上 第2段:第1段から49 cm以上 第5段:第4段から39 cm以上 横方向:無限個 中心間距離:63 cm以上 形状寸法制限(ペレット保管容器(保管容器G型)数) 1パレット当たりのペレット保管容器(保管容器G型)個数:4個以下 ペレット保管容器(保管容器G型) 幅:23 cm以下 長さ:27.5 cm以下 高さ:8 cm以下 パレット上での配置範囲 長さ:62 cm以下 幅:57 cm以下 ペレット層数:7層以下/ペレット保管容器(保管容器G型) ペレットトレイ 厚さ:0.07 cm以上 材質:ステンレス鋼 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板長さ:63 cm以上 吸収板幅:61 cm以上 吸収板厚さ:0.5 cm以上 吸収板配列:第4段から上方に20~28 cmの間に設置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)</p> <p>(複数ユニットの臨界安全)</p>

—(3)

追第1次 表へー9-1 ペレット保管ラックB型 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー9-1-2に示す。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(4)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー9-1-2に示す。 本体をアンカーボルトで床面に固定している。 床面：  中性子吸収板（58台）をアンカーボルトで壁面に固定する。 壁面： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(4)</sup>	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] ペレット保管容器（保管容器G型）を貯蔵する際に落下しないよう、ストップパを設けている。
	遮蔽 <sup>(4)</sup>	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。
	換気 <sup>(4)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(4)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
警報設備等 <sup>(4)</sup>	—	
安全避難通路等 <sup>(4)</sup>	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
廃棄施設	—	
放射線管理施設 <sup>(4)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(4)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(4)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。	

追第1次 表へー9ー1 ペレット保管ラック B型 No.1 仕様







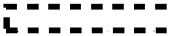

添付図	図へー1ー1、図へー1ー2、図へー1ー3、図へー1ー5、図へー9ー1～図へー9ー7
-----	---

- (1) ペレット保管パレットは、第2加工棟 [ ] において共用する。
- (2) 第5次申請で適合性を確認する。
- (3) 第2ー3領域 [ ] (をを含む) では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラック B型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハー2ー1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。


先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。



先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー10ー1 ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No.3
設備・機器名称	{5041} ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン	
機器名	ペレットスタッカクレーン	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー10ー1ー1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ペレット保管パレット <sup>(1)</sup>
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 (保管容器G型) 4 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2ー3領域 (  を含む) の単一ユニット「ペレット保管ラックB型」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー10ー1ー1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー10ー1ー1に示す。 ボルトで上部レールをペレット保管ラックB型 No.1 に固定し、アンカーボルトで下部レールを床面に固定している。 上部レール:  下部レール: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。  [5.6-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を設置している。
	材料及び構造	—

追第1次 表へー10-1 ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッカクレーン 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[7.1-F1] ペレット保管容器(保管容器G型)を取り扱う際に落下しないよう、ストップパ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] ペレット保管容器(保管容器G型)4個を積載したペレット保管パレット1個を搬送する能力を有している。  [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー10-1、図へー10-2	

- (1) ペレット保管パレットは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-3領域  を含む) では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。



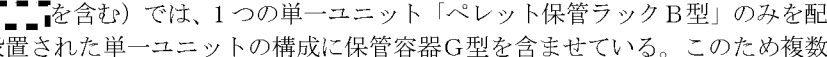

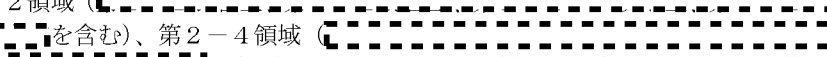
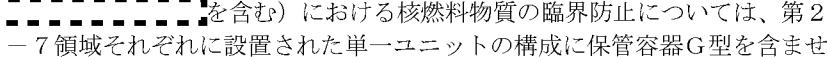
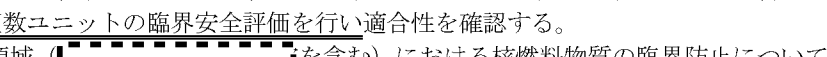
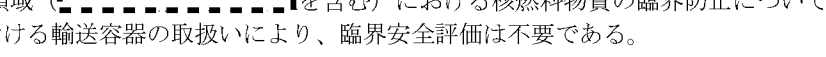





先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー11-1 保管容器G型 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 加工施設の位置、構造 及び設備	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット保管容器
設備・機器名称	{5004} 保管容器G型	
機器名	—	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第1加工棟	
員数	2438 個	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	別表へー11-1-1-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: [図]
	その他の構成機器	ペレットトレイ (ペレット保管ラック B 型 No. 1 に収納する場合)
	その他の性能	最大取扱量: [図] (ペレット保管容器 (保管容器G型) 1 個) 可搬式 (耐震重要度分類: なし)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)(4)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-3領域 ([図]を含む) の単一ユニット「ペレット保管ラック B 型」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 形状寸法制限 ペレット保管容器 (保管容器G型) 内寸 幅: 23 cm 以下 長さ: 27.5 cm 以下 高さ: 8 cm 以下 ペレット層数: 7 層以下 (ペレット保管ラック B 型 No. 1 に収納する場合)  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を別表へー11-1-1-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—

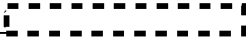



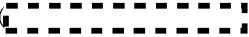

追第1次 表へ-1 1-1 保管容器G型 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図へ-1-1、図へ-1-2、図へ-1 1-1	

- (1) 保管容器G型は、第2加工棟 、第1加工棟 において共用する。
- (2) 第2-3領域  (  を含む) では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置しており、第2-3領域に設置された単一ユニットの構成に保管容器G型を含ませている。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 保管容器G型を共用する第2-2領域  (  を含む)、第2-4領域  (  を含む)、第2-7領域  (  を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-2領域、第2-4領域、第2-7領域それぞれに設置された単一ユニットの構成に保管容器G型を含ませることにより、第5次申請で複数ユニットの臨界安全評価を行い適合性を確認する。
- (4) 保管容器G型を共用する第一領域  (  を含む) における核燃料物質の臨界防止については、 における輸送容器の取扱いにより、臨界安全評価は不要である。





先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー12-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) ペレット貯蔵設備 ペレット保管ラックE型
設備・機器名称	機器名	{5047} ペレット保管ラックE型 No. 2-1 —
変更内容		改造(耐震補強の仕様を別表へー12-1-1に示す。) 改造(火災対策のため、扉を不燃性・難燃性材料に変更する。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	多段棚式(1列×  行×6段)
	主要な構造材	別表へー12-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ペレット保管容器
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>㉒</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域(  を含む)の単一ユニット「ペレット保管ラックE型」を構成する。 濃縮度5 wt%以下 形状寸法制限(棚配列) ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向:1列 棚のペレット保管容器列数:2列以下 横方向:無限個 上下方向:無限個 ペレット保管容器の面間距離:46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数:2段以下 棚収納部高さ:9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦:34 cm以下 横:34 cm以下 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板厚さ:0.5 cm以上 吸収板配列:各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0 wt%以上)  [3.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域(  を含む)では、単一ユニットの配置を立体角法により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように「ペレット保管ラックE型」等の単一ユニットを配置している。核的に安全な配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 <sup>㉒</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とし、視認性の確保が必要な扉はステンレス鋼及びポリカーボネート製としている。 材料を別表へー12-1-2に示す。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>㉒</sup>	—



追第1次 表へー12-1 ペレット保管ラックE型 No. 2-1 仕様






技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー12-1-2に示す。 アンカーボルトで床面と天井に固定している。 床面：  天井： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(1)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(1)</sup>	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 6.5 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] ペレット保管容器を貯蔵する際に落下しないよう、扉を設けている。
	遮蔽 <sup>(1)</sup>	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。
	換気 <sup>(1)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(1)</sup>	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。  [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等 <sup>(1)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(1)</sup>	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
廃棄施設	—	
放射線管理施設 <sup>(1)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(1)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(1)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。  [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー12-1～図へー12-3	

(1) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。




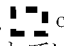
先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー13-1 燃料棒保管ラックB型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラックB型
設備・機器名称 機器名	{5049} 燃料棒保管ラックB型 No.1	
変更内容	改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー13-1-1に示す。) 改造(火災対策のため、防塵カバーを不燃性材料に変更する。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	多段棚式(1列×  行×24段)
	主要な構造材	別表へー13-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	防塵カバー
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(  を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向:2列 列間距離:400cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅:40cm以上 吸収板長さ:400cm以上 吸収板厚さ:0.18cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0wt%以上)  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-1-2に示す。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—

追第1次 表へー13-1 燃料棒保管ラックB型 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー13-1-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 床面：  壁面： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 5.8 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）を貯蔵する際に落下しないよう、トレイストoppaを設けている。
	遮蔽 <sup>(3)</sup>	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—
	非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—
	通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。 [99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。

追第1次 表へー13-1 燃料棒保管ラックB型 No.1 仕様






添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー13-1～図へー13-4
-----	---

- (1) 第2加工棟 [ ] に設置する燃料棒保管ラックB型 No.1 と燃料棒保管ラックB型 No.2 の最大貯蔵能力の合計が、許可に基づく第2加工棟 [ ] の最大貯蔵能力 [ ] となる。
- (2) 第2-5領域 ( [ ] を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。



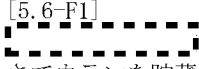

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー13-2 燃料棒保管ラックB型 No.2 仕様




許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラックB型
設備・機器名称 機器名	{5050} 燃料棒保管ラックB型 No.2	
変更内容	改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー13-2-1に示す。) 改造(火災対策のため、防塵カバーを不燃性材料に変更する。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1台	
一般仕様	型式	多段棚式(1列×  行×24段)
	主要な構造材	別表へー13-2-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	防塵カバー
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(  を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(棚配列) 燃料棒保管容器(保管容器H型)を収納する棚の配列 (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7(燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア)を含む) 列方向:2列 列間距離:400cm以上 横方向:無限個 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:48cm以上 上下方向:24段以下 燃料棒保管容器(保管容器H型)中心間距離:11.8cm以上 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型) 中性子吸収板の吸収効果 中性子吸収板 吸収板幅:40cm以上 吸収板長さ:400cm以上 吸収板厚さ:0.18cm以上 吸収板配列:燃料棒保管容器(保管容器H型)上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質:ホウ素入りステンレス鋼(ホウ素の含有率1.0wt%以上)  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー13-2-2に示す。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(3)</sup>	—

追第1次 表へー13-2 燃料棒保管ラックB型 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー13-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 床面：  壁面： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(3)</sup>	[5.4.1-F1] 最大貯蔵能力を削減することにより、ウランのインベントリの低減を図っている。
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(3)</sup>	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位 5.8 cm に対して、  cm 以上の高さでウランを貯蔵し、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）を貯蔵する際に落下しないよう、トレイストッパを設けている。
	遮蔽 <sup>(3)</sup>	[8.1-F1] 貯蔵施設は、最大貯蔵能力を超えないようにウランを貯蔵し、通常時における貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計としている。 最大貯蔵能力を削減することにより、さらなる線量の低減を図っている。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	—
	警報設備等 <sup>(3)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(3)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 <sup>(3)</sup>	—	
非常用電源設備 <sup>(3)</sup>	—	
通信連絡設備 <sup>(3)</sup>	—	

追第1次 表へー13-2 燃料棒保管ラックB型 No.2 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。</p> <p>[99-F2] 貯蔵施設は、加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する設計としている。 さらに、最大貯蔵能力を削減することにより、加工施設のリスクの低減を図っている。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー13-1、図へー13-5～図へー13-7</p>



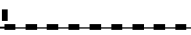
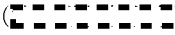


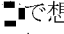
- (1) 第2加工棟  に設置する燃料棒保管ラックB型 No.1 と燃料棒保管ラックB型 No.2 の最大貯蔵能力の合計が、許可に基づく第2加工棟 第2燃料棒保管室の最大貯蔵能力  となる。
- (2) 第2-5領域 (  を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。




追第1次 表へー14-1 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカクレーン 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 加工施設の位置、構造及び設備	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.7
設備・機器名称		{5052} 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカクレーン
機器名		燃料棒スタッカクレーン
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー14-1-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	自動走行式
	主要な構造材	別表へー14-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(2)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(  を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(容器数) 燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(1)</sup>
	火災等による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー14-1-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(2)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第2類(耐震重要度分類第1類に相当する水平震度であっても、隣接する耐震重要度分類第1類の設備である燃料棒保管ラックB型No.1及び燃料棒保管ラックB型No.2への波及的影響はない。) 強度部材を別表へー14-1-2に示す。 アンカーボルトで走行レール部を床面に固定している。 走行レール部: 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(2)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(2)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位5.8cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器(保管容器H型)を取り扱う際に落下しないよう、ガイドを設けている。
遮蔽	—	
換気	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	

追第1次 表へー14-1 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカクレーン 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 <sup>(2)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(2)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(2)</sup>	—
	非常用電源設備 <sup>(2)</sup>	—
	通信連絡設備 <sup>(2)</sup>	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー14-1	



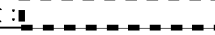


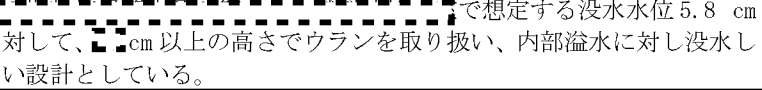
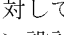
(1) 第2-5領域（を含む）では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

(2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。



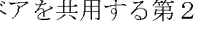
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー14-2 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.7
設備・機器名称		{5051} 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア
機器名		燃料棒トレイコンベア
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー14-2-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)(4)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域(  を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(容器数) 燃料棒保管容器(保管容器H型)1個を搬送する。  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー14-2-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 <sup>(4)</sup>	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第2類 強度部材を別表へー14-2-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 <sup>(4)</sup>	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[5.6-F1]  で想定する没水水位5.8cmに対して、  cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない設計としている。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-F1] 燃料棒保管容器(保管容器H型)を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	

追第1次 表へー14-2 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア 仕様





技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する能力を有している。
	警報設備等 <sup>(4)</sup>	—
	安全避難通路等 <sup>(4)</sup>	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 <sup>(4)</sup>	—
	非常用電源設備 <sup>(4)</sup>	—
通信連絡設備 <sup>(4)</sup>	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-4、図へー1-5、図へー14-2、図へー14-3	

- (1) 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアは、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-5領域  を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアを共用する第2-4領域  を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-4領域に設置された単一ユニットの構成に燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベアを含ませることにより、第5次申請で複数ユニットの臨界安全評価を行い適合性を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。


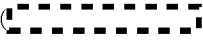

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー15-1 保管容器H型 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	燃料棒保管容器
設備・機器名称		{5005} 保管容器H型
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		718個
一般仕様	型式	ハンゴ式(燃料棒25本×1段)
	主要な構造材	別表へー15-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒保管容器(保管容器H型)1個) 可搬式(耐震重要度分類:なし)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 <sup>(3)</sup>	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-5領域  を含む)の単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」を構成する。 濃縮度5wt%以下 形状寸法制限(燃料棒数) 燃料棒保管容器(保管容器H型) 幅:37cm以下 燃料棒配列:25本以下/燃料棒保管容器(保管容器H型)  (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(2)</sup>
	火災等による損傷の防止	[4.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とする。 材料を別表へー15-1-1に示す。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。

追第1次 表へー15-1 保管容器H型 仕様




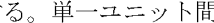





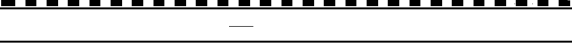
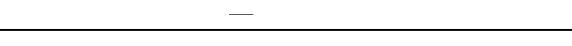
技術基準に基づく仕様	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー15-1	

- (1) 保管容器H型は、第2加工棟  において共用する。
- (2) 第2-5領域 ( を含む) では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置しており、第2-5領域に設置された単一ユニットの構成に保管容器H型を含ませている。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。
- (3) 保管容器H型を共用する第2-4領域 ( を含む) における核燃料物質の臨界防止については、第2-4領域に設置された単一ユニットの構成に保管容器H型を含ませることにより、第5次申請で複数ユニットの臨界安全評価を行い適合性を確認する。


先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第4次 表へー2ー1 燃料集合体保管ラックC型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型
設備・機器名称 機器名	{5053} 燃料集合体保管ラックC型 No.1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) の単一ユニット (No.2-6(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 33.5 cm 以上 上下方向: 1 個</li> <li>・中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 24.7 cm 以下 横 内寸: 24.7 cm 以下 厚さ : 0.1 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を  となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面: </li> <li>・床面: </li> <li>・床面: </li> <li>・壁面: </li> <li>・壁面: </li> <li>・壁面: </li> <li>・壁面: </li> </ul>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

追第4次 表へー2-1 燃料集合体保管ラックC型 No.1 仕様









技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。
		[10.1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。  [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー2-1-1-1、図へー1、図へー2-1	

(1) (欠番)

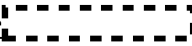
先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。



追第4次 表へー2ー2 燃料集合体保管ラックC型 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックC型
設備・機器名称 機器名	{5054} 燃料集合体保管ラックC型 No.2 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表2) に示す。)	
設置場所	第2加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-6領域 (北側) の単一ユニット (No.2-6(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向及び横方向: 無限個 保管用缶中心間距離: 33.5 cm 以上 上下方向: 1 個</li> <li>中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸: 24.7 cm 以下 横 内寸: 24.7 cm 以下 厚さ : 0.1 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-6領域 (北側) には、1つの単一ユニット「燃料集合体保管ラックC型」のみを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面: </li> <li>床面: </li> <li>床面: </li> <li>壁面: </li> <li>壁面: </li> </ul>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

追第4次 表へー2-2 燃料集合体保管ラックC型 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。  [10.1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。  [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー2-1-1-1、図へー1、図へー2-2	


(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表へー2ー3 燃料集合体保管ラックD型 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料集合体貯蔵設備 燃料集合体保管ラックD型
設備・機器名称 機器名	{5055} 燃料集合体保管ラックD型 No. 1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	立型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 :
	その他の構成機器	燃料集合体保管用缶、鋼板、クサビ、台座、ワイヤーロープ、エンドレス金具
	その他の性能	最大貯蔵能力 :
核燃料物質の状態	燃料集合体	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) の単一ユニット (No. 2-6(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃縮度 5 wt%以下</li> <li>形状寸法制限 (保管用缶配列) 燃料集合体 1 体を収納する保管用缶の配列 (燃料集合体 1 体を搬送する天井クレーンを含む) 列方向 : 2 列 横方向 : 無限個 保管用缶中心間距離 : 27.5 cm 以上 各列に 6 個に 1 個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を 1 列目と 2 列目で 3 個ずつずらす。 上下方向 : 1 個</li> <li>中性子吸収板の吸収効果 保管用缶 縦 内寸 : 23.3 cm 以下 横 内寸 : 23.3 cm 以下 厚さ : 0.5 cm 以上 高さ : 380 cm 以上 材質 : ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-6 領域 (南側) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認する。複数ユニットの臨界安全評価を実施した結果に基づいて、単一ユニットを配置する。単一ユニット間の面間距離を となるように配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面 :</li> <li>床面 :</li> <li>床面 :</li> <li>壁面 :</li> </ul>	

追第4次 表へー2-3 燃料集合体保管ラックD型 No.1 仕様

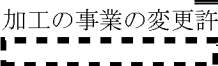
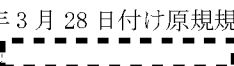
技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体を架台に固定された燃料集合体保管用缶内に収納することにより燃料集合体の転倒を防止する。  [10.1-F2] 燃料棒に密封した状態でウランを貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 没水のおそれがない  に設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している最大貯蔵能力を超えることのない貯蔵能力を有する。	
添付図	図へー2-1-1-1、図へー1、図へー2-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第3次 表へー3-2 粉末・ペレット貯蔵容器I型 仕様

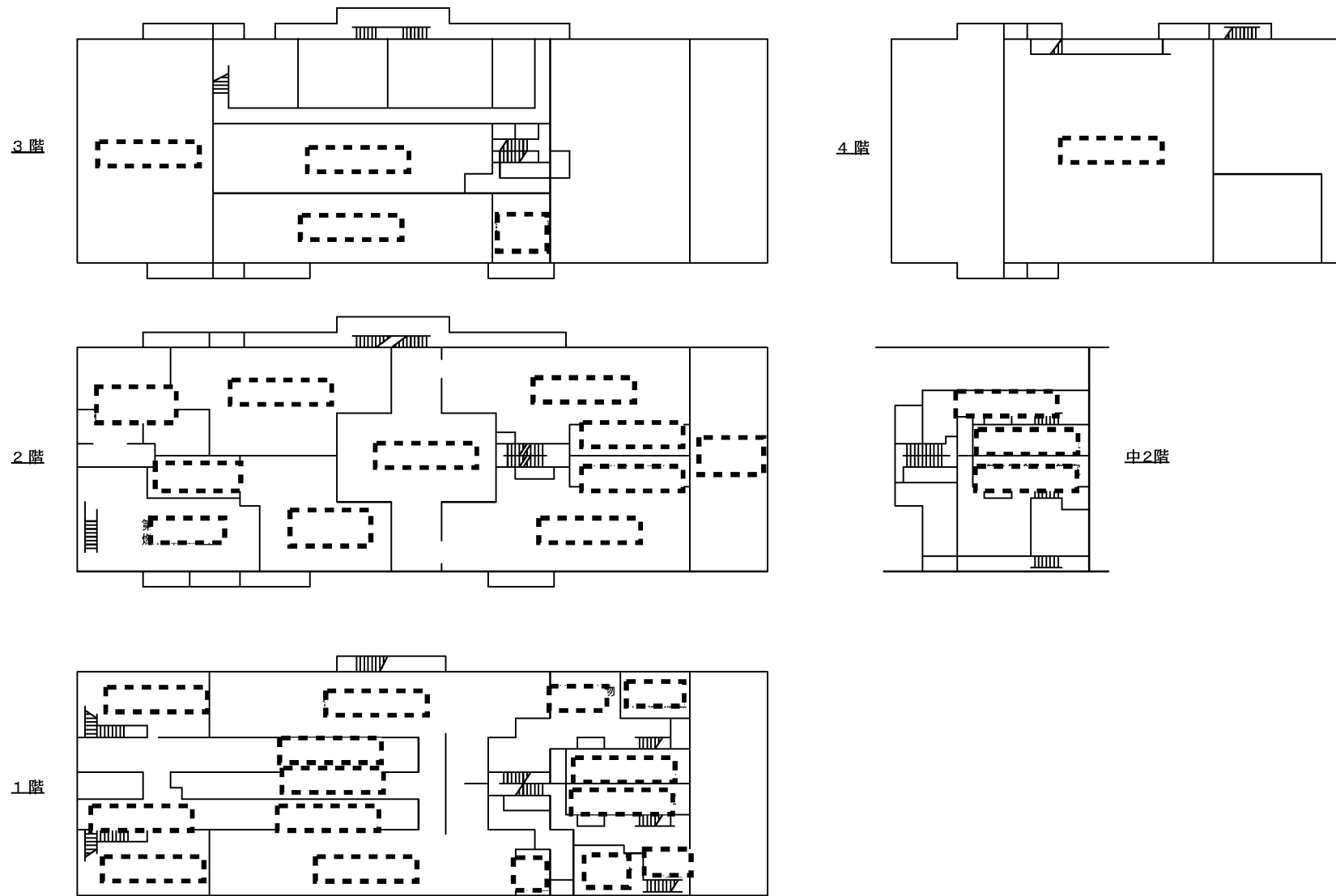
許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 粉末・ペレット貯蔵容器I型
建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	{5066} 粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	
変更内容	撤去 <sup>(1)</sup> (粉末・ペレット貯蔵容器I型480個を撤去する。)	
設置場所	第1加工棟	
員数	480個	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	—
	寸法(単位:mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 粉末・ペレット貯蔵容器I型600個のうち480個を撤去する。	
添付図	—	

- (1) 第3次申請では、加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可(平成17年6月28日付け平成17・04・28原第6号にて認可)を受けた粉末・ペレット貯蔵容器I型600個のうち、480個を撤去する。今後も第1-3貯蔵棟 第1-3貯蔵容器保管室及び第2加工棟 第2粉末受入室で使用する粉末・ペレット貯蔵容器I型(120個)は、後半申請で適合性を確認する。
- (2) 加工の事業の変更許可(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号にて許可)に基づき、の部屋名称をに変更する。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図へー2P設-1(1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図へー2P設-1(2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト 架台上の設備)
図へー2P設-1(3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階及び3階)
図へー2P設-1(4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図へー2P設-1(5)	第2-3領域の複数ユニットの配置全体図
図へー2P設-1(6)	第2-6領域の複数ユニットの配置全体図
図へー2P設-1(7)	第2-7領域の複数ユニットの配置全体図
図へー2P設-1(8)	第2-7領域の単一ユニット一覧表
図へー2P設-2-1	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1
図へー2P設-3-1	スクラップ保管ラック D型 No. 2-1
図へー2P設-4-1	スクラップ保管ラック E型 No. 2-1
図へー2P設-5-1	ペレット保管ラック D型 No. 2-1
図へー2P設-6-1	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車
図へー2P設-6-2(1)	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1
図へー2P設-6-2(2)	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 (ガイド拡大図)
図へー2P設-6-3	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2
図へー2P設-7-1	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター
図へー2P設-7-2	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台
図へー2P設-8-1(1)	ペレット保管ラック E型リフター
図へー2P設-8-1(2)	ペレット保管ラック E型リフター (ペレット保管容器収納部拡大図)
図へー2P設-9-1	第2-1燃料集集体保管区域 第2-2燃料集集体保管区域 第2-3燃料集集体保管区域 第2-4燃料集集体保管区域
図へー2P設-10-1(1)	5 ton 天井クレーン (1/2)
図へー2P設-10-1(2)	5 ton 天井クレーン (2/2)
図へー2P設-11-1	分析試料保管棚
図へー2P設-12-1	開発試料保管棚



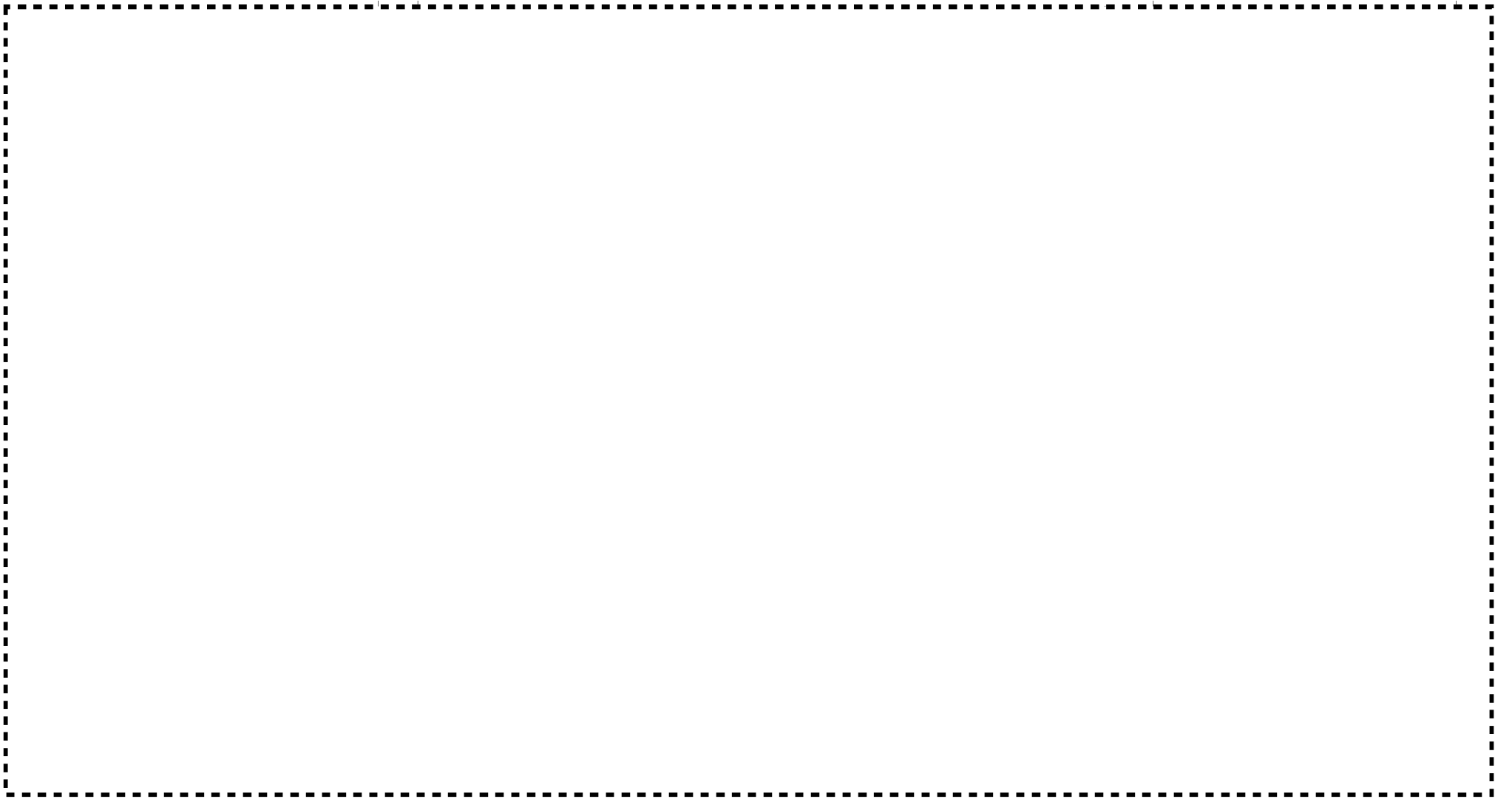
図へー 2 P 設- 1 ( 1 ) 第 2 加工棟の主要な部屋配置

855

図へー 2 P 設ー 1 (2) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図  
(1 階及び粉末搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト 架台上の設備)



856



図へー 2 P 設ー 1 (3) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2 階及び 3 階)

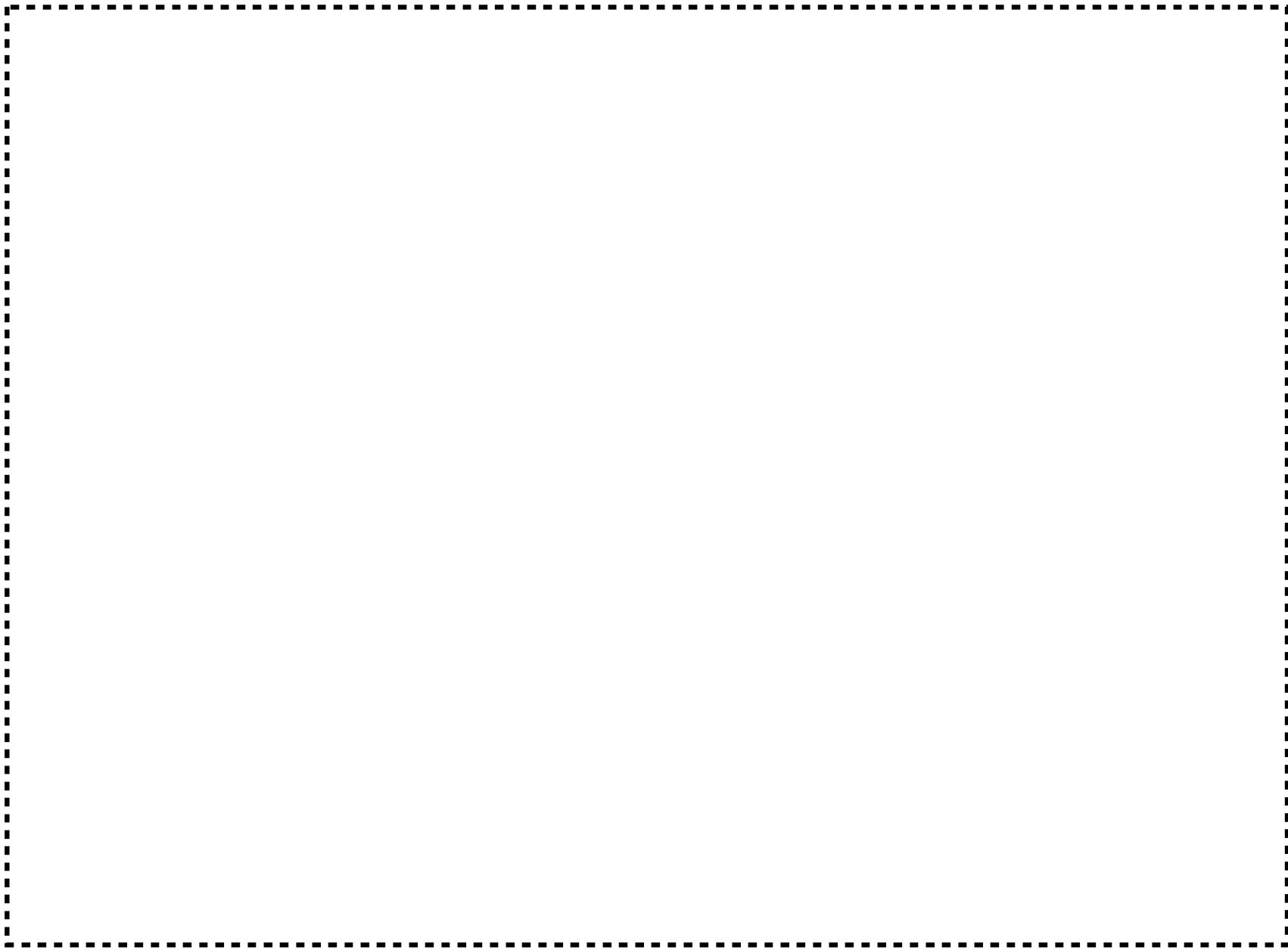
番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
5036	スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1	5044	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	5058	第 2 - 1 燃料集合体保管区域
5037	スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1	5045	ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	5059	第 2 - 4 燃料集合体保管区域
5038	スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1	5046	ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	5060	5 ton 天井クレーン
5039	ペレット保管ラック D 型 No. 2-1	5048	ペレット保管ラック E 型リフター	5061	分析試料保管棚
5042	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	5056	第 2 - 2 燃料集合体保管区域	5062	開発試料保管棚
5043	ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	5057	第 2 - 3 燃料集合体保管区域		



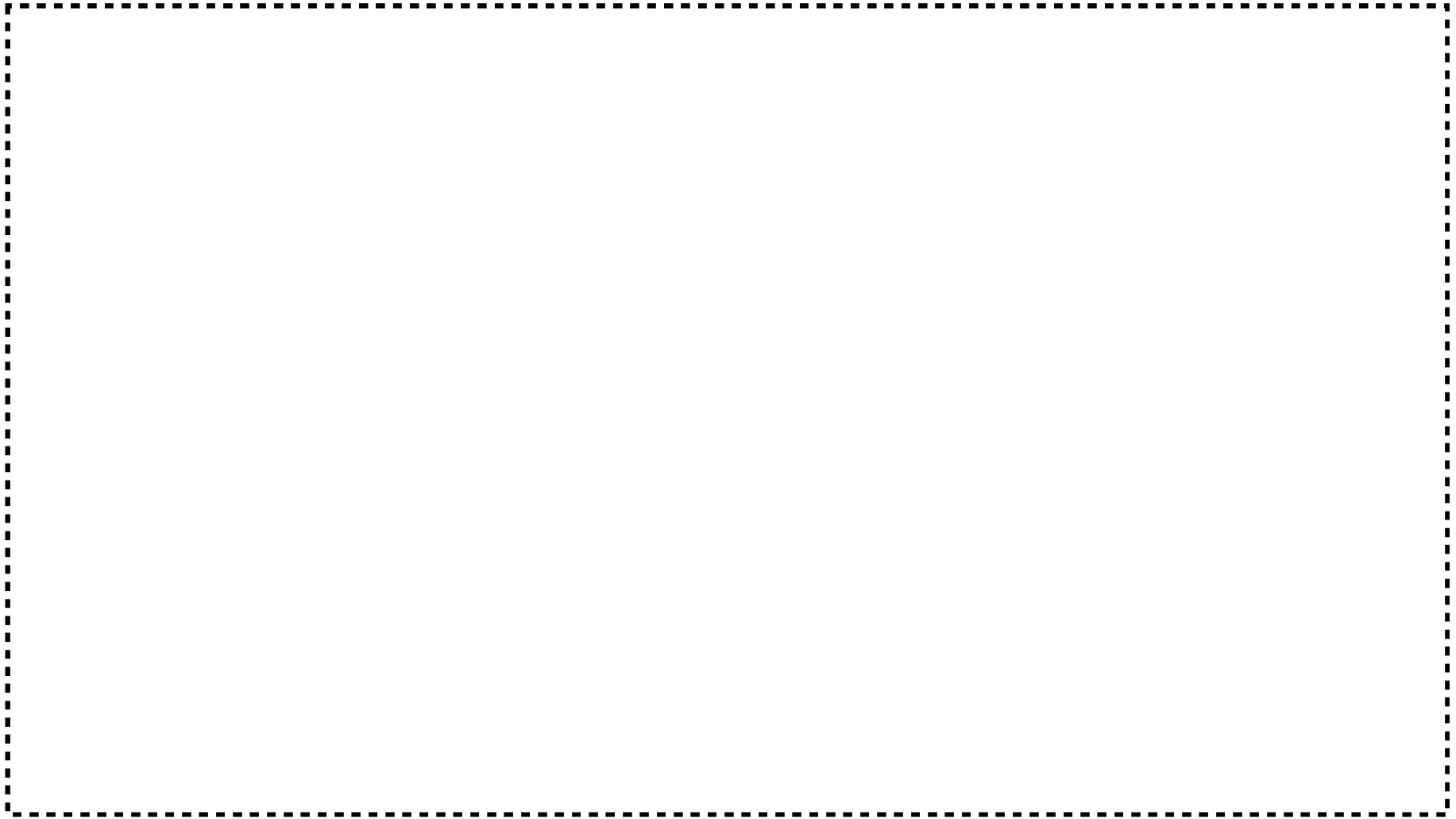
図へー2 P設ー1 (5) 第2ー3領域の複数ユニットの配置全体図



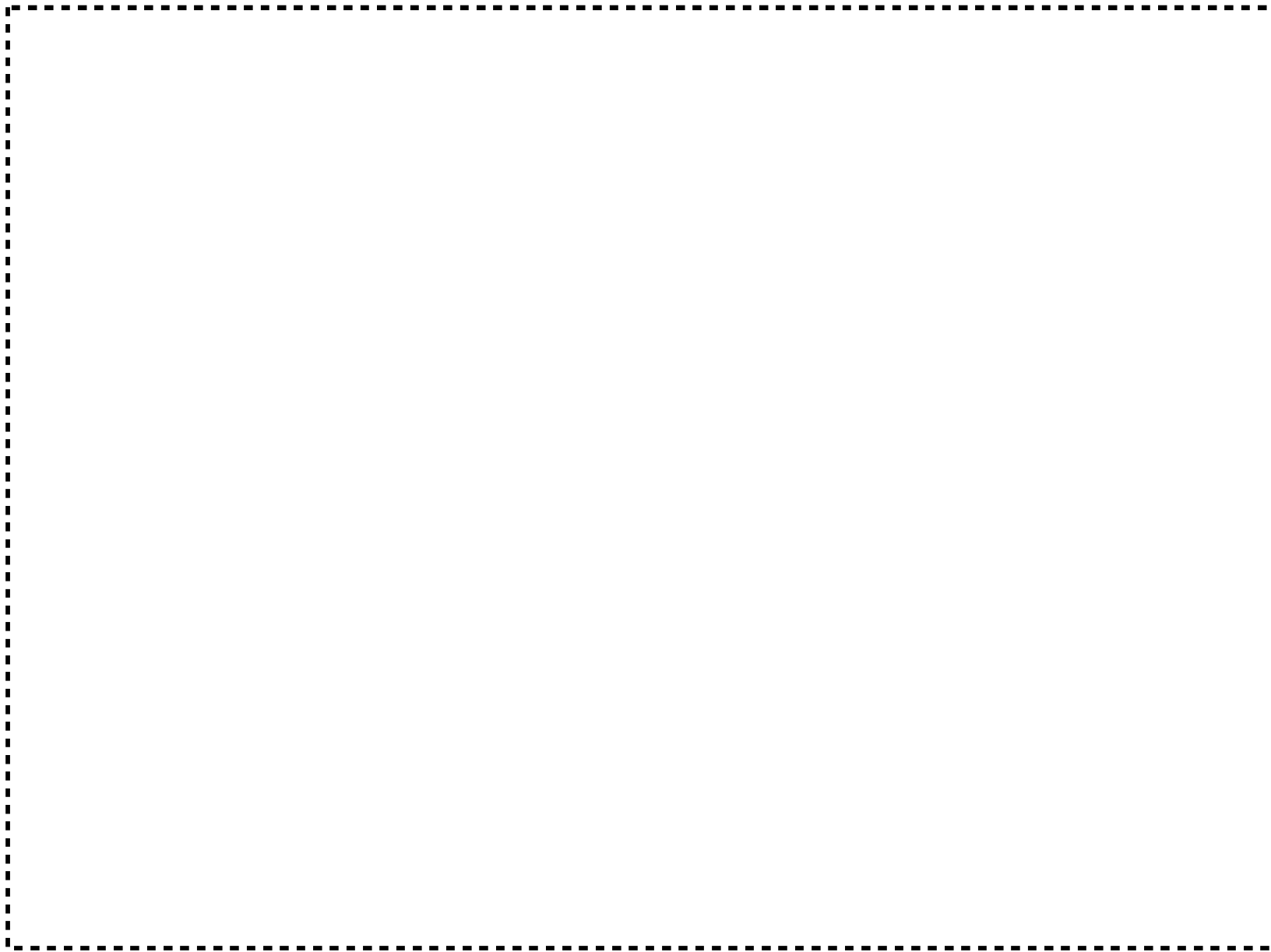
図へー2 P設-1 (6) 第2-6領域の複数ユニットの配置全体図



図へー 2 P 設ー 1 (7) 第 2 - 7 領域の複数ユニットの配置全体図



図へー2 P設ー1 (8) 第2ー7領域の単一ユニット一覧表



図へー 2 P 設ー 2ー 1 スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

863



図へー 2 P 設 - 3 - 1 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



864



図へー 2 P 設 - 4 - 1 スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

865

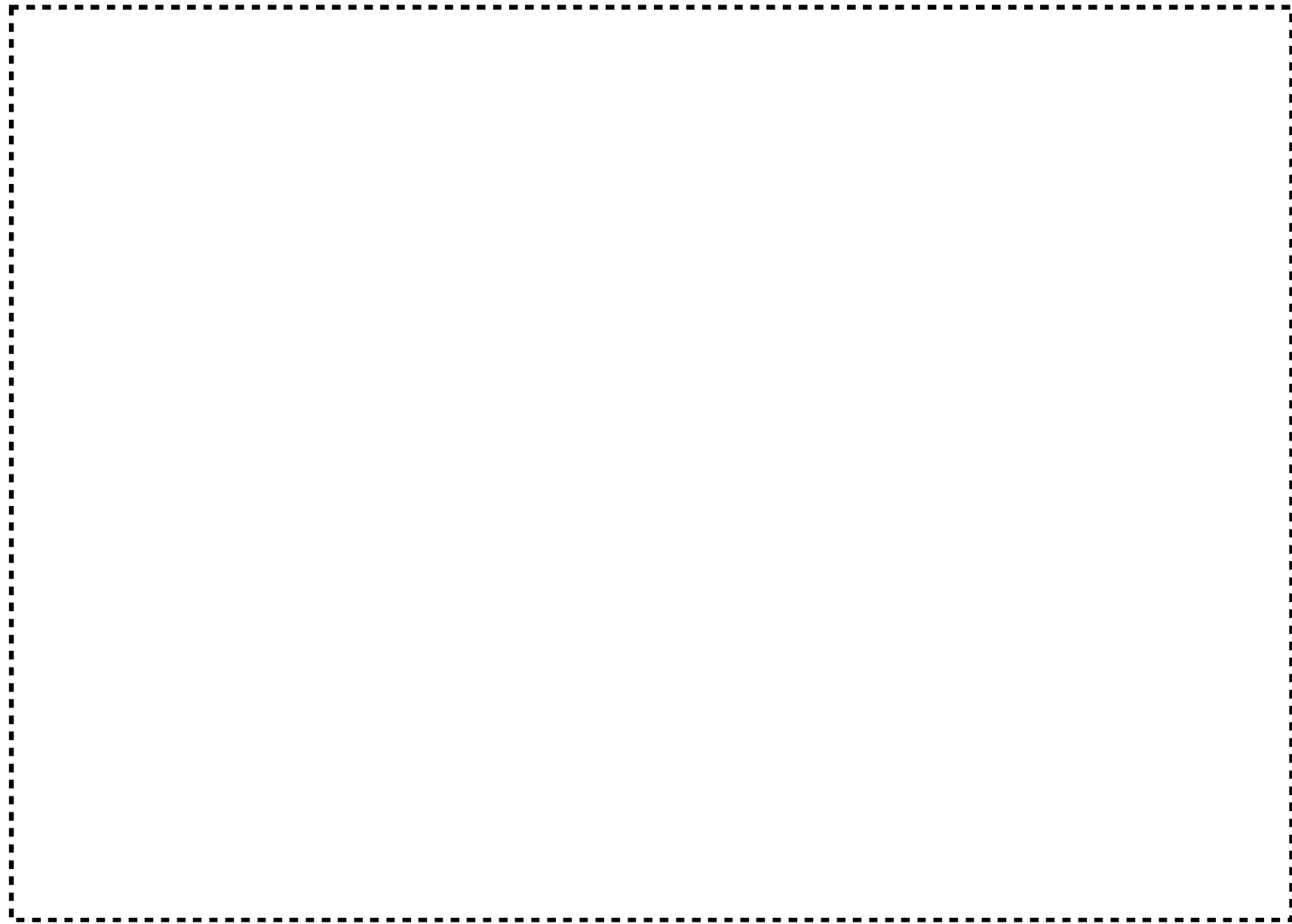


図へー 2 P 設 - 5 - 1 ペレット保管ラック D 型 No. 2-1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

886

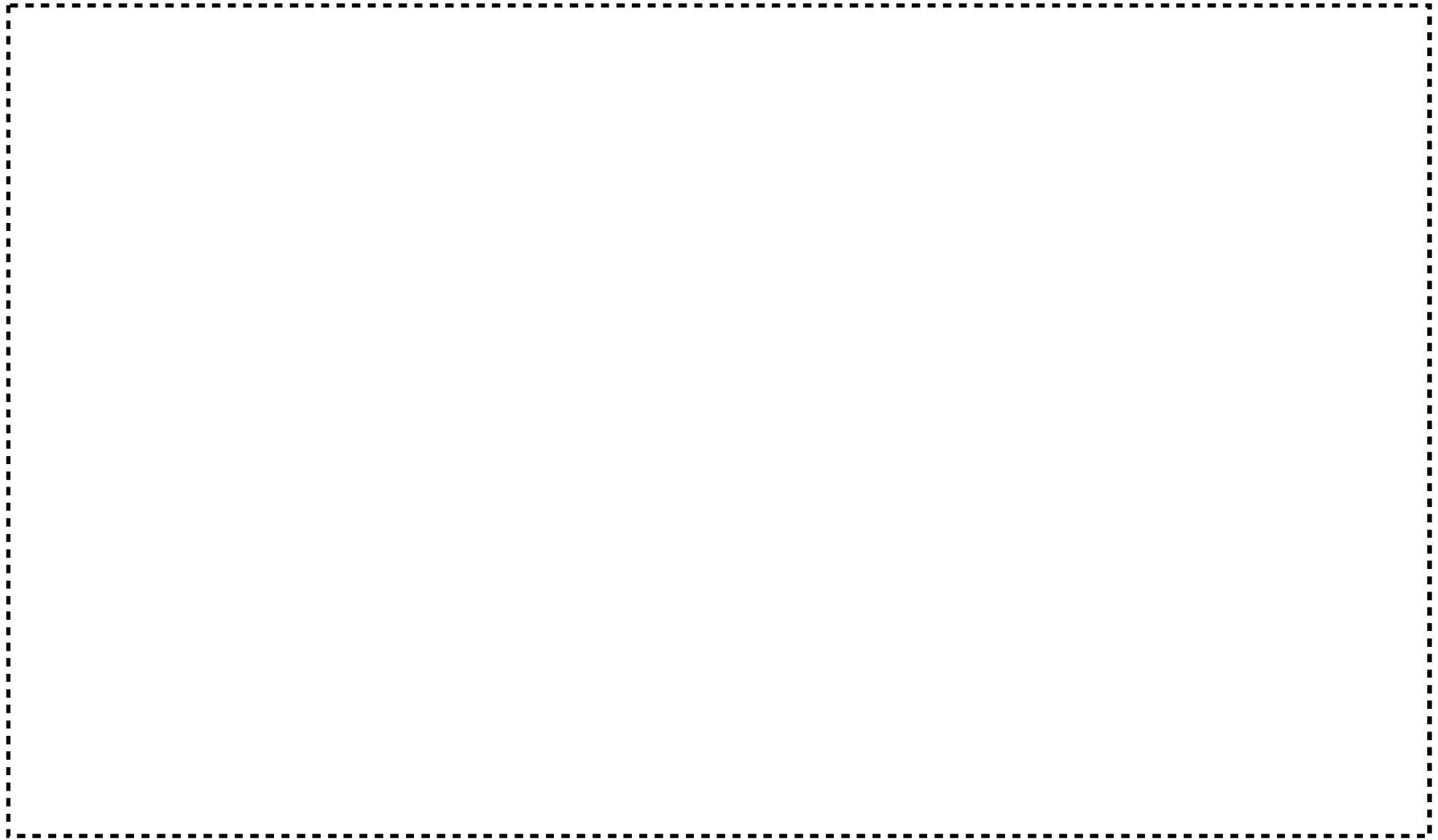


図へー 2 P 設ー 6ー 1 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

867



図へー 2 P 設 - 6 - 2 ( 1 ) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )



図へー 2 P 設 - 6 - 2 ( 2 ) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 ( ガイド拡大図 )

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

( 単位 mm )

869

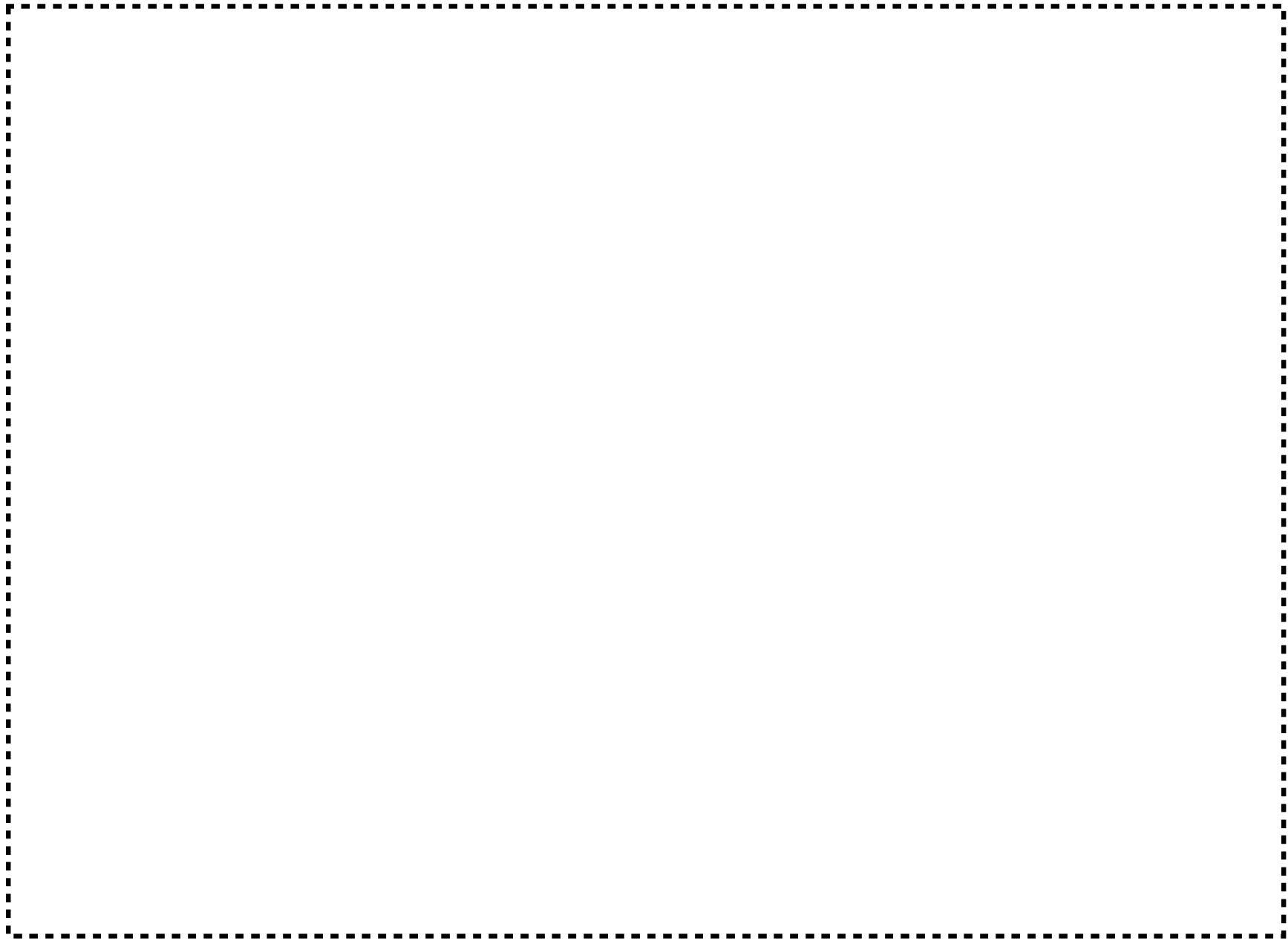


図へー 2 P 設 - 6 - 3 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

870



図へー 2 P 設ー 7ー 1 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

871



図へー2 P設ー7ー2 ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)





図へー 2 P 設ー 8 - 1 ( 1 ) ペレット保管ラック E 型リフター

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図へー 2 P 設- 8-1 (2) ペレット保管ラック E 型リフター (ペレット保管容器収納部拡大図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図へ-2 P 設-9-1 第2-1燃料集合体保管区域 第2-2燃料集合体保管区域  
第2-3燃料集合体保管区域 第2-4燃料集合体保管区域

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

875

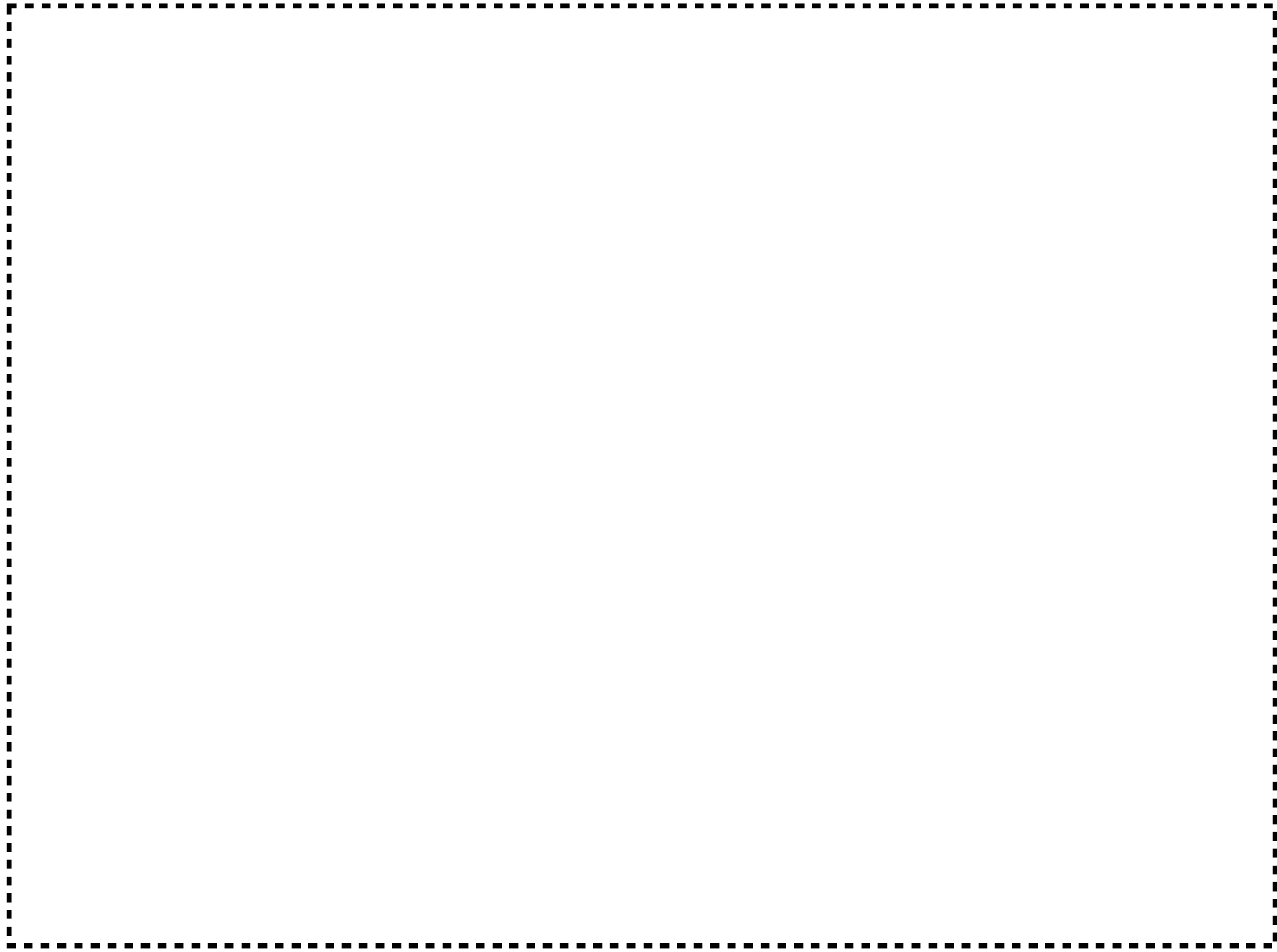


図へー2 P設-10-1 (1) 5 ton 天井クレーン (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

876

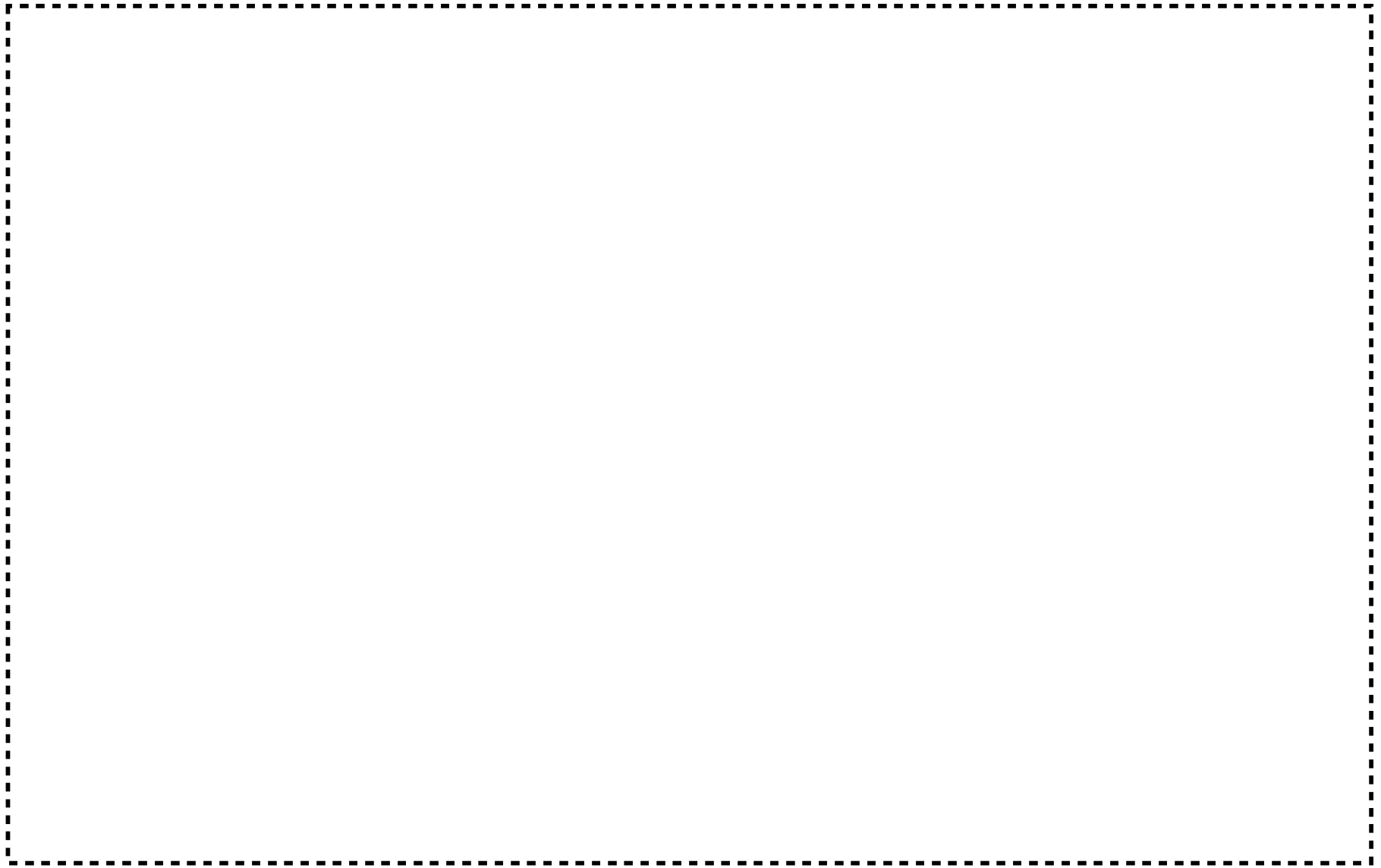


図へー2 P設-10-1 (2) 5 ton 天井クレーン (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

877

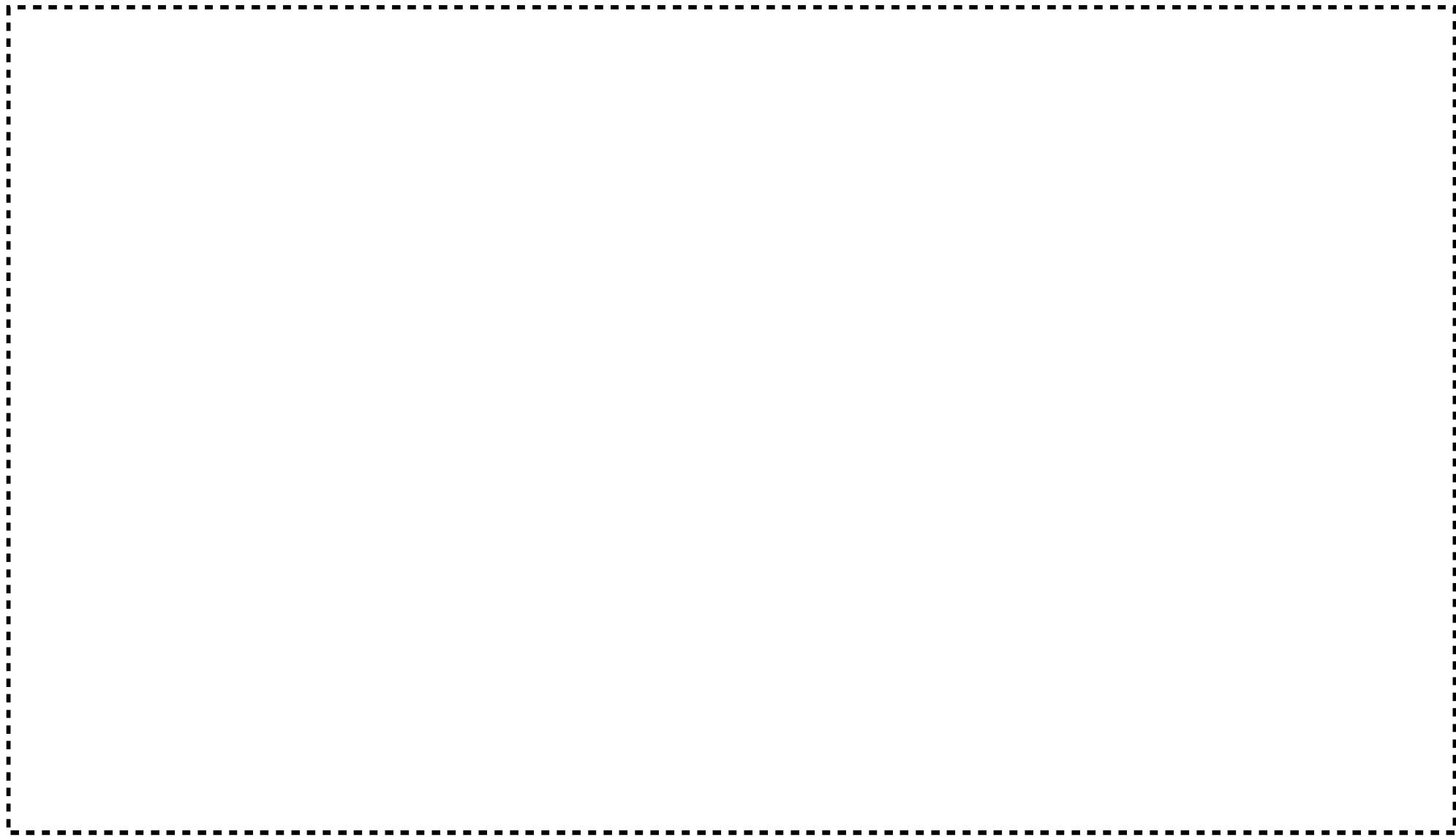


図へー 2 P 設ー 1 1ー 1 分析試料保管棚

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

878



図へー 2 P 設ー 1 2ー 1 開発試料保管棚

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 改造等を実施する設備・機器

表へー1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設、撤去のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### b. 変更しない設備・機器

表へー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。



- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

#### a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図へー a - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

また、現在核燃料物質等を貯蔵している開発試料保管棚については、図へー a - 1 に示す手順に加えて、図へー a - 2 に示す手順で工事を行う。

- 1) 新設する開発試料保管棚の設置を図へー a - 1 に示す手順で行う。

- 2)核燃料物質等の移動を図へー a - 2 に示す手順で行う。
- 3)既設の試料保管棚の解体・撤去を図へー a - 2 に示す手順で行う。
- 4)撤去の跡仕舞いとして、図へー a - 2 に示す手順で塗装を行う。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図へー b - 1 に示す手順で検査を行う。

- 1)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また加工施設全体としての性能検査を実施する。

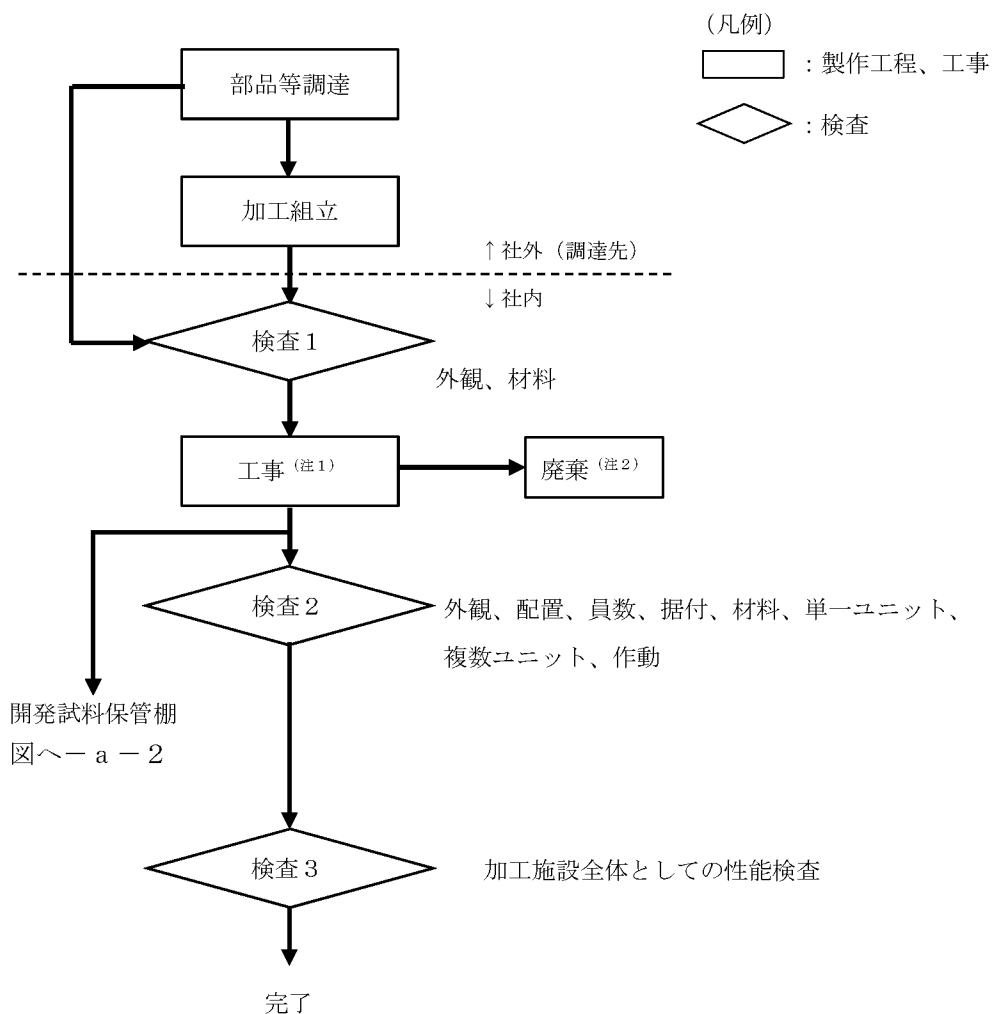
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることではない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的

に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。

- 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200ℓドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- 核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- 第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 改造等を実施する設備・機器



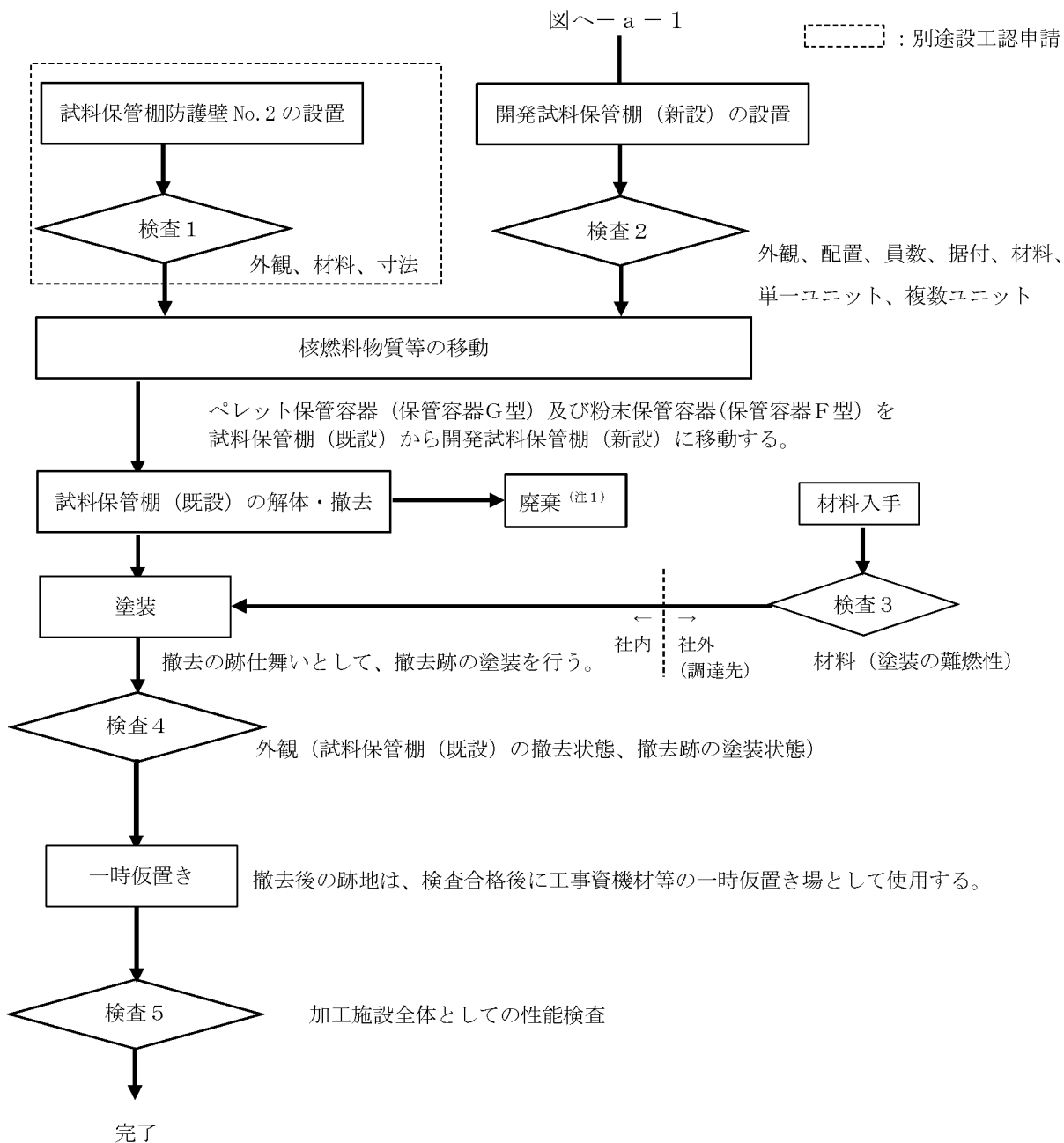
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

図へー a - 1 工事フロー

a. 改造等を実施する設備・機器 開発試料保管棚

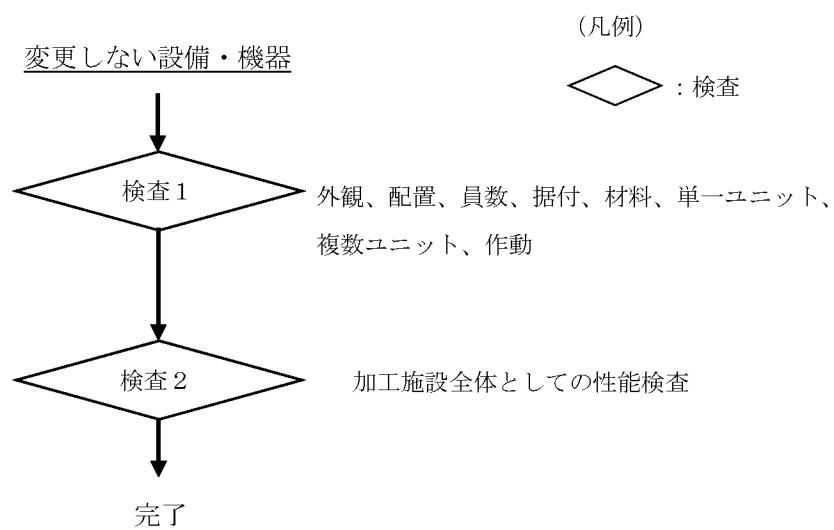
- (凡例)
- : 製作工程、工事
  - ◇ : 検査
  - ⋯ : 別途設工認申請



(注 1) 第 1 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

図へー a - 2 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図へー b - 1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

本申請における核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器は、加工施設の維持管理に不可欠な活動である核燃料物質の貯蔵、新規規制基準対応工事のために行う核燃料物質の移動に使用するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第ハ－1表に、検査の方法を第ハ－2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ－3表に示す。



第へー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (1/2)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査
					外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット	作動
貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック F型 No. 2-1	—	改造	①③④	①	①	①	①②	①	①②	—
		スクラップ保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	①④	①	①	①	①②	①	①②	—
		スクラップ保管ラック E型 No. 2-1	—	改造	①③④	①	①	①	①②	①	①②	—
		ペレット保管ラック D型 No. 2-1	—	改造	①③④	①	①	①	①②	①	①②	—
		ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	—	—
		ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 1	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	①	—	—
		ペレット搬送設備 No. 3	ペレット保管箱台車 No. 2	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	①	—	—
		ペレット搬送設備 No. 4	ペレットリフター	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①④	①②	①	①②	①②
		ペレット搬送設備 No. 4	ペレット保管箱受台	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
		ペレット保管ラックE型 リフター	—	改造	①③④⑤	①	①	①	①②	①	①②	①②
		第2-2燃料集集体保管区 域	—	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—
		第2-3燃料集集体保管区 域	—	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—
		第2-1燃料集集体保管区 域	—	改造	①	①	①	②	②	—	—	—
		第2-4燃料集集体保管区 域	—	改造	①	①	①	②	②	—	—	—
		5 ton 天井クレーン	—	変更なし	①④⑤⑥	①	①	①③	①	—	—	①②
		分析試料保管棚	—	新設	①②③④	①	①②	②④	②	—	④	—
		開発試料保管棚	—	改造	①②③④⑦⑧	①	①②	②④	②③	—	④	—
		ペレット保管ラックE型 No. 2-1	—	改造	—	—	—	—	—	—	①②	—
		燃料集集体保管ラックC型 No. 1 <sup>(1)</sup>	—	改造	—	—	—	—	—	—	③	—
		燃料集集体保管ラックC型 No. 2	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	—

第へー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/2)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査	
					外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット	作動	
貯蔵施設	第2加工棟	[Redacted]	燃料集合体保管ラックD型 No.1	—	改造	—	—	—	—	—	—	③	—
	第2加工棟		粉末輸送容器 <sup>(2)</sup>	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	第1加工棟		ペレット輸送容器 <sup>(2)</sup>	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟												
	第1加工棟		集合体輸送容器 <sup>(2)</sup>	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2加工棟												
第1加工棟													

(1) 燃料集合体保管ラックC型No.2は単一ユニットが2つ以上存在する場合と同様に、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定することで核的に安全な配置の設計を担保する。

(2) 輸送容器の安全機能（臨界防止、閉じ込め）を確認する目的で、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示を満足する仕様であることを確認する。設置場所については、輸送物（核燃料物質等を収納した状態）の設置場所が表のとおりであることを関係書類等を用いて確認する。

第へー 2 表 検査の方法 (1 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
		⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑦設備・機器の撤去跡の外観を目視又は関係書類等により確認する。(撤去)	⑦設備・機器が撤去されていること。
		⑧撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を目視により確認する。(撤去)	⑧第1種管理区域の設備・機器撤去跡には樹脂系塗装を施していること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第へー 2 表 検査の方法 (2 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1) (2) (3)</sup>	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		③第1種管理区域の設備・機器撤去跡に施す樹脂系塗装の材料を関係書類等により確認する。(撤去)	③塗料の材料が難燃性かつ腐食しにくい材料であること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm 以上であること。
		②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設) (改造)	②総立体角が許容立体角以下であること。
		③単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等にて確認する。(既設) (改造)	③単一ユニット間の面間距離が60 cm 以上であること。
		④単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等にて確認する。(既設) (改造)	④単一ユニット間の面間距離が30.5 cm 以上であること。
作動検査	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設) (改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設) (改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

#### 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

## 目 次

### ト．放射性廃棄物の廃棄施設

- 1．変更の概要
- 2．準拠する主な法令、規格及び基準
- 3．設計条件及び仕様
- 4．添付図一覧表
- 5．工事の方法
- 6．試験及び検査の方法
- 7．一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

## ト. 放射性廃棄物の廃棄施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

### 1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表トー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

また、気体廃棄物の廃棄設備における系統別の構成設備・機器を表トー2及び表トー3に示す。

### 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令



- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
  - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
  - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

### 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ト-2 P設-2-1～表ト-W3設-2に、関係図面を図ト-2 P設-1～図ト-W3設-3に示す。

ここで、表ト-2 P設-2-1～表ト-W3設-2において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2参考資料1に示す。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6001} 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 I) 排風機 (301-F)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6002} 気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 II) 排風機 (302-F)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6003} 気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 III) 排風機 (303-F)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6004} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 IV) 排風機 (304-F)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6005} 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	気体廃棄設備 No.1 局 所排気設備 (系統 V) 排風機 (305-F)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6006} 気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	気体廃棄設備 No.1 局 所排気設備 (系統 VI) 排風機 (306-F)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6007} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	気体廃棄設備 No.1 系 統 VII (部屋排気系統) 排風機	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機室	排風機	{6008} 気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	気体廃棄設備 No.1 系 統 VIII (局所排気系統) 排風機	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6009} 気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 I) フィルタユニット (FU-401)	4 台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6010} 気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 II) フィルタユニット (FU-402)	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6011} 気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 III) フィルタユニット (FU-403)	2 台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6012} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	気体廃棄設備 No.1 部 屋排気設備 (系統 IV) フィルタユニット (FU-404)	2 台	変更なし	

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6013} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統V) フィルタユニット (FU-405)	3 台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6014} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VI) フィルタユニット (FU-406)	2 台	改造	老朽化のため、更新する。
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6015} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット	4 台	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6016} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット	3 台	変更なし	
第2加工棟 系統V	高性能エアフィルタ (設備側)	{6017} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統V) フィルタユニット (設備排気用)	4 台	改造	火災対策のため、金属製材料のカバーを追加する。 今後使用する見込みはないため、1台を撤去する。 後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、2台を接続設備から切り離す。
第2加工棟 系統VI	高性能エアフィルタ (設備側)	{6018} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VI) フィルタユニット (設備排気用)	6 台	改造	火災対策のため、金属製材料のカバーを追加する。 設備・機器の移設・撤去に伴い2台を撤去、1台を更新する。
第2加工棟 系統VIII	高性能エアフィルタ (設備側)	{6019} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VIII) フィルタユニット (設備排気用)	4 台	改造	火災対策のため、金属製材料のカバーを追加する。
第2加工棟 系統I	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6020} 気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統I) ダクト	1 式	改造	防火区画壁を貫通しないルートに一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統II	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6021} 気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統II) ダクト	1 式	改造	耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統III	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6022} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統III) ダクト	1 式	改造	設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 系統IV	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6023} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 部屋排気設備 (系統IV)ダクト	1 式	改造	耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統V	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6024} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統V)ダクト	1 式	改造	後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、ダクトを接続設備から切り離す。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。 不要な熱交換器を撤去する。
第2加工棟 系統VI	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6025} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 局所排気設備 (系統VI)ダクト	1 式	改造	設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統VII	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6026} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)ダクト	1 式	改造	防火区画壁を貫通しないルートに一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 系統VIII	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機)	{6027} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)ダクト	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)ダクト	1 式	改造	メンテナンススペース確保のため、ルートを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。 不要な熱交換器を撤去する。
第2加工棟 系統I	閉じ込め弁	{6028} 気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統II	閉じ込め弁	{6029} 気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統III	閉じ込め弁	{6030} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統IV	閉じ込め弁	{6031} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統V	閉じ込め弁	{6032} 気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統VI	閉じ込め弁	{6033} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)閉じ込め弁	—	1 台	改造	ダクトの撤去・新設に伴い、更新する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 系統Ⅶ	閉じ込め弁	{6034} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統Ⅷ	閉じ込め弁	{6035} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系 統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 給気系統	閉じ込め弁	{6036-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統Ⅰ	閉じ込めダンパー	{6037} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅰ	閉じ込めダンパー	{6037-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワ ンスルー運転切替用)	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅰ	閉じ込めダンパー	{6037-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リ サイクル運転切替用)	—	1台	変更なし	
第2加工棟 系統Ⅱ	閉じ込めダンパー	{6038} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅲ	閉じ込めダンパー	{6039} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統Ⅳ	閉じ込めダンパー	{6040} 気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1台	改造	開度監視インターロックを 追加する。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 系統V	閉じ込めダンパー	{6041} 気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VI	閉じ込めダンパー	{6042} 気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	ダクトの撤去・新設に伴い、 更新する。 開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VII	閉じ込めダンパー	{6043} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VII	閉じ込めダンパー	{6043-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワ ンスルー運転切替用)	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 系統VII	閉じ込めダンパー	{6043-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (J サイクル運転切替用)	—	1 台	変更なし	
第2加工棟 系統VIII	閉じ込めダンパー	{6044} 気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系 統) 閉じ込めダンパー	—	2 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III 系統 VI (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6045-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII 系統 VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを 追加する。
第2加工棟 第2排風機 室	給気ファン	{6046} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系 統) 給気ユニット (201AC)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1 台	変更なし	
第2加工棟 第2排風機 室	給気ファン	{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III 系統 VI (給気系統) 給気ユニット (202AC)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1 台	変更なし	

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2排風機室	給気ファン	{6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2排風機室	給気ファン	{6046-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 給気ユニット	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V (給気系 統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III系統VI (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	設備・機器の移設・撤去に伴 うルート変更、及び設備の老 朽化に伴うダクトの撤去・新 設を行う。 耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟 給気系統	給気ダクト	{6047-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII (給気系統) ダクト	気体廃棄設備 No.1 給 気設備 ダクト	1 式	改 造	メンテナンススペース確保 のため、ルートを一部変更す る。 耐震補強のため、ダクトの支 持構造物の位置・構造を変更 する。
第2加工棟	負圧計	{6048} 気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統II 系統V 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	5 台	改 造	監視機能及び警報機能の最 適化のため、負圧制御盤に警 報及び移報機能の追加、移報 信号の集約を行う。
第2加工棟	負圧計	{6048-2} 気体廃棄設備 No.1 系統 III系統VI 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	3 台	改 造	監視機能及び警報機能の最 適化のため、各室の負圧警報 盤を移設及び新設する。
第2加工棟	負圧計	{6048-3} 気体廃棄設備 No.1 系統 IV 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	1 台	変 更 な し	
第2加工棟	負圧計	{6048-4} 気体廃棄設備 No.1 系統 VII系統VIII 差圧計	気体廃棄設備 No.1 差圧計	5 台	改 造	監視機能及び警報機能の最 適化のため、負圧制御盤に移 報機能の追加、移報信号の集 約を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統II、系統V、給 気系統)	—	1 式	改 造	新規基準に適合させるた めに、構成する設備・機器に 対し改造を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統 III、系統VI、給気系統)	—	1 式	改 造	新規基準に適合させるた めに、構成する設備・機器に 対し改造を行う。

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-7} 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統)	—	1式	改造	新規制基準に適合させるために、構成する設備・機器に対し改造を行う。
第2加工棟	気体廃棄設備 No.1	{6048-8} 気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VIII、給気系統)	—	1式	改造	新規制基準に適合させるために、構成する設備・機器に対し改造を行う。
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6081} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	1台	改造	耐震補強を行う。 施設管理の作業性向上のため、一部不要機器の撤去を行う。
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6082} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6083} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6084} 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6087} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6088} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6089} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6090} 第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6091} 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6092} 第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6093} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6094} 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6095} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6096} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	{6097} 第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	1台	変更なし	



表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1 廃液処理設備	{6098} 第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	第1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2-1ペ レット室	第1 廃液処理設備	{6099} 第1 廃液処理設備 配管	第1 廃液処理設備 配管	1 式	改 造	後半申請の施設からの波及 的影響を受けないよう、配管 を接続設備から切り離す。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6100} 分析廃液処理設備 反応槽	分析廃液処理設備 凝集沈殿装置	1 台	改 造	老朽化対策のため、更新す る。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	分析廃液処理設備 貯槽	1 台	改 造	老朽化対策のため、更新す る。
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6101} 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備	{6102} 分析廃液処理設備 配管	分析廃液処理設備 配管	1 式	改 造	老朽化対策のため、更新す る。
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6104} 開発室廃液処理設備 遠心分離機	開発室廃液処理設備 遠心分離機	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6105} 開発室廃液処理設備 貯槽	開発室廃液処理設備 貯槽	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設 備	{6106} 開発室廃液処理設備 配管	開発室廃液処理設備 配管	1 式	改 造	溢水の拡大防止のため、配管 経路を変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6107} 第2 廃液処理設備 集水槽	第2 廃液処理設備 集水槽	1 台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6108} 第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	第2 廃液処理設備 集水槽 No. 2 配管	1 台	変 更 な し	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6109} 第2 廃液処理設備 凝集槽	第2 廃液処理設備 凝集槽	1 台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6110} 第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	1 台	改 造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6110-2} 第2 廃液処理設備 タンク No. 1	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	1 台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6111} 第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1 台	改 造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6111-2} 第2 廃液処理設備 タンク No. 2	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1 台	改 造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2 廃液処理設備	{6112} 第2 廃液処理設備 加圧脱水機	第2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1 台	変 更 な し	

表トー 1 (1) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第2加工棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6113} 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	1台	改造	火災対策のため、設備カバー を不燃性又は難燃性材料に 変更する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6114} 第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6115} 第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2 ろ過装置 No. 3	1台	改造	耐震補強のため、一部不要機 器の撤去を行う。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6117} 第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6118} 第2廃液処理設備 配管	第2廃液処理設備 配管	1式	改造	老朽化対策のため、配管を更 新する。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6119} 第2廃液処理設備貯留 設備 貯留槽 No. 1	廃液処理設備貯留設 備 貯留槽 No. 1	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6120} 第2廃液処理設備貯留 設備 貯留槽 No. 2	廃液処理設備貯留設 備 貯留槽 No. 2	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6121} 第2廃液処理設備貯留 設備 貯留槽 No. 3	廃液処理設備貯留設 備 貯留槽 No. 3	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6122} 第2廃液処理設備貯留 設備 貯留槽 No. 4	廃液処理設備貯留設 備 貯留槽 No. 4	1台	改造	誤操作防止のため、液面高検 知警報の電気回路を変更す る。
第2加工棟 第2廃棄物 処理室	第2廃液処理設備	{6123} 第2廃液処理設備貯留 設備 配管	廃液処理設備貯留設 備 配管	1式	変更なし	
第2加工棟 第2-1作 業支援室	気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) フィルタボッ クス	{6019-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設 備排気用) ※ <sup>2</sup>	気体廃棄設備 No. 1 局 所排気設備 (系統Ⅷ) フィルタユニット (設備排気用)	1台	部分撤去	
第2加工棟 第2-1作 業支援室	気体廃棄設備 No. 1 (第2加工棟) ダクト	{6027-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅷ (局所排気系統) ダクト※ <sup>2</sup>	気体廃棄設備 No. 1 系 統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	1式	部分撤去	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への  
対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n : 当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範  
囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>					
第1 廃棄物貯蔵棟	第1 廃棄物貯蔵棟	{1004} 第1 廃棄物貯蔵棟 —	第1 廃棄物貯蔵棟 —	1	改造 ①外部扉の改造 ②W1 防護壁の新設 ③火災区画等の改造 ④グレーチング及び扉の改造
<設備・機器>					
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	排風機	{6049} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	気体廃棄設備 No.2 部屋排気 系統 (系統1) No.1 排風機	1 台	改造 火災対策のため、周囲に防護板を設置する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	排風機	{6050} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統2) No.2 排風機	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	排風機	{6051} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統3) No.3 排風機	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	排風機	{6052} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統3) No.4 排風機	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	排風機	{6053} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統4) No.5 排風機	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1-2 排風機室	排風機	{6054} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統4) No.6 排風機	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6055} 気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 部屋排気 系統 (系統1) No.1 フィルタユニット	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6056} 気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統2) No.2 フィルタユニット	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6057} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.5 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統3) No.5 フィルタユニット	1 台	変更なし
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (排風機室側)	{6058} 気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.8 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統4) No.8 フィルタユニット	1 台	改造 耐震補強のため、既設アンカーボルトを撤去し、新設のアンカーボルトで壁面に固定する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6059} 気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	気体廃棄設備 No.2 局所排気 系統 (系統3) No.3 フィルタユニット	1 台	変更なし

表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6060} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 3) No. 4 フィルタユニット	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6061} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 4) No. 6 フィルタユニット	1 台	改造	火災対策のため、金属製材料のカバーを追加する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	高性能エアフィルタ (設備側)	{6062} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 7 フィルタユニット	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 4) No. 7 フィルタユニット	1 台	改造	火災対策のため、金属製材料のカバーを追加する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6063} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 部屋排気 系統 (系統 1) ダクト	1 式	改造	メンテナンススペース確保のため、ダクトのサイズを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6064} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 2) ダクト	1 式	改造	メンテナンススペース確保のため、ダクトのサイズを一部変更する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6065} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 局所排気 系統 (系統 3) ダクト	1 式	改造	老朽化のため、ダクトの一部を更新する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。

表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~ 排風機、損傷によって、安全機能を維持すべき第 2 類設備・機器及び避難経路に影響する区間) 排気ダクト (上記以外)	{6066} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 局所排気系統 (系統 4) ダクト	1 式	改造	耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	閉じ込め弁	{6067} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	閉じ込め弁	{6068} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	閉じ込め弁	{6069} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	閉じ込め弁	{6070} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込め弁	{6071-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込め弁	—	6 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 1	閉じ込めダンパー	{6072} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを追加する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 2	閉じ込めダンパー	{6073} 気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	改造	開度監視インターロックを追加する。


表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 3	閉じ込めダンパー	{6074} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 系統 4	閉じ込めダンパー	{6075} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 閉じ込めダンパー	—	2 台	改造	開度監視インターロ ックを追加する。 閉じ込めダンパーを 1 台追加する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	閉じ込めダンパー	{6076-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気) 閉じ込めダンパー	—	6 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排 風機室	給気ファン	{6077} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 給気フィルタ	気体廃棄設備 No. 2 給気系統 給気ユニット	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排 風機室	給気ファン	{6077-2} 気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排 風機室	給気ファン	{6077-3} 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	—	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 2 排 風機室 第 1 廃棄物 貯蔵室	給気ファン	{6077-4} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気) 給気フィルタ	—	6 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 - 1 排 風機室	給気ファン	{6078} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) 給気ファン	気体廃棄設備 No. 2 給気系統 給気ファン	1 台	変更なし	

表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第1 廃棄物貯蔵棟 給気系統	給気ダクト	{6079} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統) ダクト	気体廃棄設備 No. 2 給気系統 ダクト	1 式	改造	老朽化のため、ダクトを一部更新する。 耐震補強のため、ダクトの支持構造物の位置・構造を変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟	負圧計	{6080} 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 差圧計	—	1 台	改造	監視機能及び警報機能の最適化のため、制御機能を警報盤に集約する。
第1 廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備 No. 2	{6080-2} 気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統)	—	1 式	改造	新規基準に適合させるために、構成する各設備・機器に記載の改造を行う。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6124} W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6125} W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	1 台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6126} W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6127} W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6128} W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	1 台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6129} W 1 廃液処理設備 ろ過機	W 1 廃液処理設備 ろ過機	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6130} W 1 廃液処理設備 圧搾脱水機	W 1 廃液処理設備 脱水機	1 台	変更なし	
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6131} W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	1 台	改造	火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6132} W 1 廃液処理設備 受水槽	W 1 廃液処理設備 受水槽	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。
第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	{6133} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。

表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	W 1 廃液処理設備	{6134} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	W 1 廃液処理設備	{6135} W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	1 台	改造	施設管理の作業性向上のため、液面高検知方法を電極式からフロート式に変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	W 1 廃液処理設備	{6136} W 1 廃液処理設備 配管	W 1 廃液処理設備 配管	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 	保管廃棄設備	{6153} 保管廃棄設備  廃棄物保管区域	 (廃棄物保管区域)	1	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6138} 焼却設備 焼却炉	焼却設備 焼却炉	1 台	改造	耐震補強を行う。 老朽化対策のため、焼却炉の点検口を更新する。 火災爆発対策のため、可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)を 2 系統で設置し、緊急遮断弁と連動させる。 緊急遮断弁の設置に伴い第 1 廃棄物貯蔵棟の屋外に直接基礎(べた基礎)を設置する。 内部溢水対策のため、防水カバーを追加する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	失火検知機構	{6138-2} 失火検知機構 —	—	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	過加熱防止機構	{6138-3} 過加熱防止機構 —	—	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	圧力逃がし機構	{6138-4} 圧力逃がし機構 —	—	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室、W 1-2 排風 機室、屋外	可燃性ガス配管	{6138-5} 可燃性ガス配管 —	—	1 式	改造	火災爆発対策のため、屋外の可燃性ガス配管に緊急遮断弁を 2 系統で設置し、感震計と連動させる。



表トー 1 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第 1 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6139} 焼却設備 バグフィルタ	焼却設備 バグフィルタ	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6140} 焼却設備 投入プッシャ	焼却設備 投入プッシャ	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6141} 焼却設備 前処理フード	焼却設備 前処理フード	1 台	改造	開口部の形状を変更する。 耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6142} 焼却設備 フィルタ処理フード	焼却設備 フィルタ処理フード	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6143} 焼却設備 投入リフタ	焼却設備 投入リフタ	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	焼却炉	{6144} 焼却設備 急冷塔	焼却設備 急冷塔	1 台	改造	耐震補強を行う。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	湿式除染機	{6145} 湿式除染機 湿式除染部	湿式除染機 湿式除染機本体	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	湿式除染機	{6146} 湿式除染機 水洗除染タンク	湿式除染機 水洗除染タンク	1 台	改造	火災対策のため、タンク蓋を不燃性又は難燃性材料に変更する。
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	乾式除染機	{6147} 乾式除染機 —	乾式除染機 乾式除染機本体	1 台	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物 処理室	ホイストクレーン	{6148} ホイストクレーン 2 トンチェンブロック	搬送設備 2 トンチェンブロック	1 式	変更なし	
第 1 廃棄物貯蔵棟 第 1 廃棄物 貯蔵室 W 1 廃棄物 搬出入室	ホイストクレーン	{6149} ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	搬送設備 1 トンチェンブロック	1 式	変更なし	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第3 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 機器名	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
<建物・構築物>						
第3 廃棄物貯蔵棟	第3 廃棄物貯蔵棟	{1005} 第3 廃棄物貯蔵棟 —	第3 廃棄物貯蔵棟 —	1	改造	①外部扉の改造 ②W3 防護壁の新設
<設備・機器>						
第3 廃棄物貯蔵棟	保管廃棄設備	{6154} 保管廃棄設備 — 廃棄物保管区域	— (第3 廃棄物貯蔵棟として 認可)	1	変更なし	
第3 廃棄物貯蔵棟 第3 廃棄物貯蔵室	ホイストクレーン	{6151} ホイストクレーン 1 トンチェンブロック	— (第3 廃棄物貯蔵棟として 認可)	1 式	変更なし	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ト-1 (4) 放射性廃棄物の廃棄施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (第5 廃棄物貯蔵棟)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・ 機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
<建物・構築物>						
第5 廃棄物貯蔵棟	第5 廃棄物貯蔵棟	{1006} 第5 廃棄物貯蔵棟 <sup>*4</sup> —	—	1	新設	①杭工事 ②基礎・壁・柱・はり・屋根スラブ工事 ③屋根防水工事 ④建具工事

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n 次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又は n 次申請からの追記記載分を申請する。

表ト-2 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No.1）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、 系統V、給気系統)	系統I	部屋 排気	第2粉末受入室	排風機(301-F)	{6001}
			第2-1貯蔵室	フィルタユニット(FU-401)	{6009}
			第2ペレット保管室	ダクト	{6020}
			第2-1混合室	閉じ込め弁	{6028}
			第2-1ペレット室	閉じ込めダンパー	{6037}
			第2-1ペレット検査室	閉じ込めダンパー(ワンスルー運転 切替用)	{6037-2}
			第2-1燃料棒加工室	閉じ込めダンパー(リサイクル運転 切替用)	{6037-3}
	系統II	部屋 排気	第2廃棄物処理室	排風機(302-F)	{6002}
			第2洗濯室	フィルタユニット(FU-402)	{6010}
			第2-1ペレット室	ダクト	{6021}
				閉じ込め弁	{6029}
	系統V	局所 排気	第2-1混合室	排風機(305-F)	{6005}
				フィルタユニット(FU-405)	{6013}
			第2-1ペレット室	フィルタユニット(設備排気用)	{6017}
				ダクト	{6024}
			第2-1燃料棒加工室	閉じ込め弁	{6032}
			第2-1燃料棒加工室	閉じ込めダンパー	{6041}
	系統I 系統II 系統V	給気	第2粉末受入室	閉じ込め弁	{6036}
				閉じ込めダンパー	{6045}
			第2-1貯蔵室	給気ユニット(201AC)	{6046}
ダクト				{6047}	
第2-1燃料棒加工室					
系統I 系統II 系統V	—	第2-1貯蔵室	差圧計	{6048}	
			第2-1燃料棒加工室	防火ダンパー	{8045}
{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、 給気系統)	系統III	部屋 排気	第2開発室	排風機(303-F)	{6003}
			第2分析室	フィルタユニット(FU-403)	{6011}
			第2放射線管理室	ダクト	{6022}
				閉じ込め弁	{6030}
			閉じ込めダンパー	{6039}	
	系統VI	局所 排気	第2開発室	排風機(306-F)	{6006}
				フィルタユニット(FU-406)	{6014}
			第2分析室	フィルタユニット(設備排気用)	{6018}
				ダクト	{6025}
			第2放射線管理室	閉じ込め弁	{6033}
	閉じ込めダンパー	{6042}			
	系統III 系統VI	給気	第2開発室	閉じ込め弁	{6036-2}
				閉じ込めダンパー	{6045-2}
			第2放射線管理室	給気ユニット(202AC)	{6046-2}
	系統III 系統VI	—	第2開発室	ダクト	{6047-2}
				差圧計	{6048-2}
第2分析室					
			第2放射線管理室	防火ダンパー	{8045}

表トー２ 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No. 1）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)	系統IV	部屋 排気	第2フィルタ室	排風機 (304-F)	{6004}
				フィルタユニット (FU-404)	{6012}
				ダクト	{6023}
				閉じ込め弁	{6031}
				閉じ込めダンパー	{6040}
	系統IV	給気	第2フィルタ室	閉じ込め弁	{6036-3}
				閉じ込めダンパー	{6045-3}
				給気ユニット (203SU)	{6046-3}
				ダクト	{6047-3}
				系統IV	—
			防火ダンパー	{8045}	
{6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、 給気系統)	系統VII	部屋 排気	第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	排風機 (307-F)	{6007}
				フィルタユニット (FU-407)	{6015}
				ダクト	{6026}
				閉じ込め弁	{6034}
				閉じ込めダンパー	{6043}
				閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6043-2}
				閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6043-3}
				系統VIII	局所 排気
				フィルタユニット (FU-408)	{6016}
				フィルタユニット (設備排気用)	{6019}
				ダクト	{6027}
				閉じ込め弁	{6035}
				閉じ込めダンパー	{6044}
	系統VII系統VIII	給気	第2-2貯蔵室 第2-2混合室 第2-2ペレット室 第2-2燃料棒加工室 第2-1作業支援室	閉じ込め弁	{6036-4}
				閉じ込めダンパー	{6045-4}
				給気ユニット (204AC)	{6046-4}
				ダクト	{6047-4}
	系統VII系統VIII	—	第2-2貯蔵室 第2-2ペレット室 第2-1作業支援室 第2-2燃料棒加工室	差圧計	{6048-4}
				防火ダンパー	{8045}

表ト-3 気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備 No.2）の構成設備・機器

設備名称	系統	区分	給気・排気箇所	構成設備・機器	管理番号
{6080-2} 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、 系統3、系統4、給 気系統)	系統1	部屋 排気	W1 廃棄物処理室 W1 出入管理室	No.1 排風機	{6049}
				No.1 フィルタユニット	{6055}
				ダクト	{6063}
				閉じ込め弁	{6067}
				閉じ込めダンパー	{6072}
	系統2	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.2 排風機	{6050}
				No.2 フィルタユニット	{6056}
				ダクト	{6064}
				閉じ込め弁	{6068}
				閉じ込めダンパー	{6073}
	系統3	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.3 排風機	{6051}
				No.4 排風機	{6052}
				No.5 フィルタユニット	{6057}
				No.3 フィルタユニット	{6059}
				No.4 フィルタユニット	{6060}
				ダクト	{6065}
				閉じ込め弁	{6069}
	系統4	局所 排気	W1 廃棄物処理室	No.5 排風機	{6053}
				No.6 排風機	{6054}
				No.8 フィルタユニット	{6058}
				No.6 フィルタユニット	{6061}
				No.7 フィルタユニット	{6062}
				ダクト	{6066}
				閉じ込め弁	{6070}
	系統1系統2 系統3系統4	給気	W1 廃棄物処理室	閉じ込め弁	{6071}
				閉じ込めダンパー	{6076}
				給気フィルタ	{6077}
				給気ファン	{6078}
	系統4	急冷塔 給気	急冷塔	ダクト	{6079}
				閉じ込め弁	{6071-2}
				閉じ込めダンパー	{6076-2}
	系統3	フィル タ冷却 給気	フィルタユニット	給気フィルタ	{6077-2}
				閉じ込め弁	{6071-3}
閉じ込めダンパー				{6076-3}	
系統1系統2 系統3系統4	自然給 気	W1 廃棄物処理室	給気フィルタ	{6077-3}	
			閉じ込め弁	{6071-4}	
			閉じ込めダンパー	{6076-4}	
系統1系統2 系統3系統4	—	W1 廃棄物処理室	給気フィルタ	{6077-4}	
			差圧計	{6080}	

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー</p> <p>{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)</p> <p>(構成設備)</p> <p>{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F) {6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F) {6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F) {6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401) {6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402) {6013} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405) {6017} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6020} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) ダクト {6021} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) ダクト {6024} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクト {6028} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6029} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6032} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込め弁 {6037} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6037-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6037-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) {6038} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6041} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC) {6047} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) ダクト {6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設 - 2 - 1 - 1 に示す。</p>

表トー２P設ー２ー１ 気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） 仕様

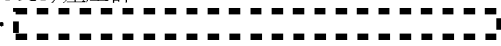
<p>変更内容</p>	<p>改造</p> <p>新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統）を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトルートの変更（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。）          火災による損傷の防止対策として、系統Ⅰ（部屋排気系統）ダクトを、火災区域２P－１及び火災区域２P－２間の防火区画壁を貫通しないルートに変更する。なお、ルート変更後の貫通部の開口部の閉止については第２加工棟の工事にて実施する。          今後使用する見込みのないダクト撤去のため、第２－１混合室の系統Ⅴ（局所排気系統）ダクト及びフィルタユニット（設備排気用）１台を撤去する。</p> <p>②局所排気接続設備の一部閉止          後半申請の施設からの波及的影響を受けないようにするため、系統Ⅴ（局所排気系統）のダクトをフィルタユニット（設備排気用）１台及び接続設備から切り離す。切り離れた開口部には、閉止板又はメッシュ板を設置する。</p> <p>③ダクト支持構造物の改造（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。）          系統Ⅰ（部屋排気系統）、系統Ⅱ（部屋排気系統）、系統Ⅴ（局所排気系統）及び系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統）のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>④防火ダンパーの新設又は更新（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。）          火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを新設又は更新する。          ・第１種管理区域の火災区域境界貫通部          ・局所排気系統において、排風機側に設置する２段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</p> <p>⑤金属製カバーの設置（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。）          火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット（設備排気用）に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑥ダンパー開度異常時インターロックの追加（改造に係る仕様を本表（別表２）に示す。）          閉じ込めダンパー（{6037-3}閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）を除く）に開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑦不要機器の撤去（位置を図トー２P設ー２ー１ー１に示す。）          ・連続焼結炉 No.1 に接続している系統Ⅴ（局所排気系統）ダクト上の老朽化した不要な熱交換器を撤去する。          ・火災区域境界及び防火区画境界に該当しない壁又は床の貫通部に設けられた老朽化した不要な防火ダンパーを撤去する。</p> <p>⑧差圧計の改造          監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤に警報及び移報機能を追加し、第２－１ペレット室の負圧制御盤に移報信号を集約する。</p> <p>⑨フレキシブルダクトの追加・変更          系統Ⅴ（局所排気系統）のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>
-------------	--

表トー 2 P 設- 2- 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

設置場所	第 2 加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表(別表 1)に示す。)	
員数	1 式 (各構成設備・機器の員数を本表(別表 1)に示す。)	
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表(別表 1)に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表(別表 1)に示す。
	寸法(単位:mm)	各構成設備・機器の寸法を本表(別表 1)に示す。
	その他の構成機器	制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表(別表 1)安全機構及びインターロックの機器を本表(別表 3)に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表(別表 1)に示す。
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット(設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第 1 類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第 1 類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第 2 類: 排風機室側のフィルタユニット(フィルタユニット(FU-401)、フィルタユニット(FU-405)、フィルタユニット(FU-402))から排風機までの区間、閉じ込め弁及び閉じ込めダンパー 耐震重要度分類 第 3 類: 上記以外の区間  {6020}ダクト、{6021}ダクト、{6024}ダクト、{6047}ダクト、{6017}フィルタユニット(設備排気用)、{6028}閉じ込め弁、{6029}閉じ込め弁、{6032}閉じ込め弁、{6036}閉じ込め弁、{6037}閉じ込めダンパー、{6037-2}閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)、{6037-3}閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)、{6038}閉じ込めダンパー、{6041}閉じ込めダンパー、{6045}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー  各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図トー 2 P 設- 2- 1- 1 に示す。  ○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6001}排風機(301-F) {6002}排風機(302-F) {6005}排風機(305-F) {6009}フィルタユニット(FU-401) {6010}フィルタユニット(FU-402) {6013}フィルタユニット(FU-405)



表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>アンカーボルトで壁に固定する。</p> <p>{6048} 差圧計</p>  <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第 3 類とする。</p> <p>アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6046} 給気ユニット (201AC)</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象)</p> <p>[8.1-F4]</p> <p>給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害)</p> <p>[8.2-F2]</p> <p>インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間でアナログ信号を使用する箇所はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。</p> <p>制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号 (シールドケーブル) を使用する設備</p> <p>・ {6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F4]</p> <p>ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機の起動停止インターロック</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック</p> <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <p>第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。</p> <p>[10.1-F6]</p> <p>第 1 種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持する。</p>
火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1]</p> <p>気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>	

表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 3-F3]                  フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには {8045} 防火ダンパーを設置する。</p> <p>また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、{6013} フィルタユニット (FU-405) を {6017} フィルタユニット (設備排気用) と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6013} フィルタユニット (FU-405) の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>[11. 3-B2]                  次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul> <p>[11. 5-F1]                  可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。</p> <p>第 2 加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math>                  気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math> 以上</p>																											
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12. 1-F1]                  気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <table border="1" data-bbox="667 1350 1353 1937"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>没水 水位 (cm)</th> <th>最低 高さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)</td> <td>4.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)</td> <td>4.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6013} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)</td> <td>4.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 制御盤</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	没水 水位 (cm)	最低 高さ (cm)	{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	6.1	7.5	{6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	6.1	7.5	{6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	6.1	7.5	{6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	4.0	12	{6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	4.0	12	{6013} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	4.0	12	{6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	6.1	7.5	{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6.1	7.5
設備・機器名称 機器名	没水 水位 (cm)	最低 高さ (cm)																											
{6001} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	6.1	7.5																											
{6002} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	6.1	7.5																											
{6005} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	6.1	7.5																											
{6009} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	4.0	12																											
{6010} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	4.0	12																											
{6013} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	4.0	12																											
{6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	6.1	7.5																											
{6048-5} 気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6.1	7.5																											

表トー2 P設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13(1)、固定詳細図を図リ-他-13(3)に示す。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 {6001}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F)、{6002}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F)、{6005}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F) が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、排風機の停止に伴う第1種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図トー2 P設-2-1-3に示す。  [18.2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。  操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。  ○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。




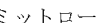

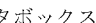
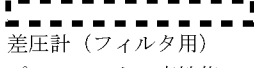


表トー 2 P 設 - 2 - 1 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>(系統 V (局所排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統 V (局所排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。</li> <li>・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>(系統 I (部屋排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統 I (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、系統 II (部屋排気系統) の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。</li> <li>・系統 II (部屋排気系統) の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>(系統 II (部屋排気系統) の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統 II (部屋排気系統) の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>(給気系統の給気ユニット異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (局所排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</li> </ul> <p>(部屋排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</li> </ul> <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 - 1 ペレット室内の負圧を監視している差圧計が -19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul>
<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>廃棄施設</p>	<p></p>	<p>[20. 1-F1]</p> <p>第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。なお、系統 I (部屋排気系統) においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。</p> <p>[20. 1-F3]</p> <p>部屋排気系統及び局所排気系統に、{6009} フィルタユニット (FU-401)、{6010} フィルタユニット (FU-402) 及び {6013} フィルタユニット (FU-405) を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには {6017} フィルタユニット (設備排気用) を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20. 1-F5]</p> <p>フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>




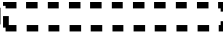


表ト-2 P 設-2-1 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質等による汚染の防止	—									
	遮蔽	—									
	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math> 気体廃棄設備 No.1 全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>									
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2] {6005}排風機(305-F)は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。</p> <p>以上を次表に示す。(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="635 1021 1385 1184"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ(局所排気系統) 排風機(305-F)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-1 1 (1) に示す。</p>			設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ(局所排気系統) 排風機(305-F)	—	○
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作								
気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ(局所排気系統) 排風機(305-F)	—	○	—								
通信連絡設備	—										
その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p> <p>[99-F3] 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えない様に撤去又は閉止措置を講じる。 {6024}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ(局所排気系統) ダクトに接続している後半申請の施設は、接続設備をダクトから切り離し、設備側の開口部は閉止し、ダクト側は閉止板又はメッシュ板を設置する。また、フィルタユニット(設備排気用)2台を撤去する。 対象となる設備及び機器を図ト-2 P 設-2-1-1 (4)、図ト-2 P 設-2-1-1 (7) に示す。</p> <p>[99-F7] F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。</p>										
添付図	図ト-2 P 設-1、図ト-2 P 設-1-1、図ト-2 P 設-1-2、図ト-2 P 設-2-1-1、図ト-2 P 設-2-1-2、図ト-2 P 設-2-1-3、図ト-2 P 設-2-1-4、図リ-他-1 1、図リ-他-1 3 (1)、図リ-他-1 3 (3)										

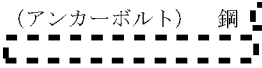
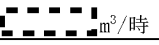
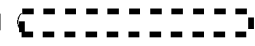

表トー 2 P 設ー 2ー 1 (別表 1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)  
構成設備・機器 仕様


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6001}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6002}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6005}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6009}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室	4 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6010}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室	1 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6013}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室	3 台	型 式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)


表トー 2 P 設ー 2ー 1 (別表 1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6017}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	第 2 加工棟 系統 V	4 台	型 式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) (据付ボルト) 鋼  (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) 高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6020}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) ダクト	第 2 加工棟 系統 I	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6021}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) ダクト	第 2 加工棟 系統 II	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6024}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) ダクト	第 2 加工棟 系統 V	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  ステンレス鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6028}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6029}気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 系統 II	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6032}気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 系統 V	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036}気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給 気系統) 閉じ込め弁	第 2 加工棟 給気系統	1 台	型 式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6037}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6037-2}気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替 用)	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -

表トー 2 P 設ー 2ー 1 (別表 1) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6037-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	第 2 加工棟 系統 I	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6038} 気体廃棄設備 No. 1 系統 II (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 系統 II	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6041} 気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 系統 V	1 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 閉じ込めダンパー	第 2 加工棟 給気系統	2 台	型 式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)	第 2 加工棟 第 2 排風機室	1 台	型 式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m <sup>3</sup> /時
{6047} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) ダクト	第 2 加工棟 給気系統	1 式	型 式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048} 気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V 差圧計	第 2 加工棟	5 台	型 式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 調節計、負圧制御盤 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045} 緊急設備 防火ダンパー	第 2 加工棟	22 台 <sup>(1)</sup>	型 式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品


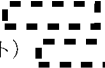


\*1  以上の強度を有する材料

\*2  以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数



表ト-2 P設-2-1 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)  
の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトルートの変更	{6020}ダクト	(ダクト) 鋼 	1式	図ト-2 P設-2-1-5
②局所排気接続設備の一部閉止	{6024}ダクト	(閉止板) 金属製 (メッシュ板) 金属製	1式	図ト-2 P設-2-1-1 (7)
③ダクト支持構造物の改造	{6020}ダクト {6021}ダクト {6024}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1式	—
④防火ダンパーの新設又は更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	22台	図ト-2 P設-2-1-1
⑤金属製カバーの設置	{6017}フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	4台	図ト-2 P設-2-5
⑥ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6037}閉じ込めダンパー {6037-2}閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6038}閉じ込めダンパー {6041}閉じ込めダンパー	(コントロールモータ) 金属製	各1台 1式	図ト-2 P設-2-1-4 (6)
⑧差圧計の改造	{6048}差圧計	—	1式	図ト-2 P設-2-1-3
⑨フレキシブルダクトの追加・変更	{6024}ダクト	(ダクト) 鋼  (フレキシブルダクト) 金属製	1式	—

表ト-2 P設-2-1 (別表3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 安全機構及びインターロックの機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
送排風機の起動停止インターロック	{6001} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F) :1 台	図ト-2 P設-2-1-4 (1) 図ト-2 P設-2-1-4 (2)
	{6002} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F) :1 台	
	{6005} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F) :1 台	
	{6046} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC) :1 台	
送排風機異常時インターロック	{6001} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F) :1 台	図ト-2 P設-2-1-4 (3) 図ト-2 P設-2-1-4 (4)
	{6002} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F) :1 台	
	{6005} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F) :1 台	
	{6037} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6037-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台 (ワンスルー運転切替用)	
	{6037-3} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台 (リサイクル運転切替用)	
	{6038} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6041} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6045} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込めダンパー :2 台	
	{6046} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC) :1 台	
ダンパー開度異常時インターロック	{6001} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 排風機 (301-F) :1 台	図ト-2 P設-2-1-4 (5) 図ト-2 P設-2-1-4 (6)
	{6002} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 排風機 (302-F) :1 台	
	{6005} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 排風機 (305-F) :1 台	
	{6037} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6037-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台 (ワンスルー運転切替用)	
	{6038} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6041} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6046} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC) :1 台	
室内負圧異常時インターロック	{6045} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込めダンパー :2 台	図ト-2 P設-2-1-4 (7) 図ト-2 P設-2-1-4 (8)
	{6046} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC) :1 台	
	{6048} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計 :1 台	

制御盤は、{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)、{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)、{6048-7} 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅳ、給気系統) で共用する。

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー</p> <p>{6048-6} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) (構成設備・機器) {6003} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F) {6006} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F) {6011} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403) {6014} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406) {6018} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6022} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト {6025} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト {6030} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6033} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁 {6039} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6042} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー  {6046-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC) {6047-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) ダクト {6048-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設ー 2ー 2ー 1 に示す。</p>
変更内容		<p>改造 新規制基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトの撤去・新設 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅲ (部屋排気系統)、系統Ⅵ (局所排気系統) 及び系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) のダクトについて、第 2 加工棟 3 階 第 2 開発室及び第 2 分析室の設備・機器の移設・撤去に伴うルート変更、及び設備の老朽化に伴うダクトの撤去・新設を行う。また、これに伴い不要となった系統Ⅵ (局所排気系統) のフィルタユニット (設備排気用) 2 台を撤去するとともに、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、フィルタユニット (設備排気用) 1 台を更新する。 系統Ⅵ (局所排気系統) のダクトにおいて、酸又はアルカリを含む気体廃棄物を処理する経路 (第 2 加工棟 3 階各室から 4 階排風機までの区間) については、耐腐食性を有する材料を使用する。</p> <p>②ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅲ (部屋排気系統)、系統Ⅵ (局所排気系統) 及び系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p>

表トー2P設ー2ー2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

変更内容	<p>③防火ダンパーの更新 (仕様を本表 (別表2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを更新する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種管理区域の火災区域境界貫通部</li> <li>・局所排気系統において、排風機側に設置する2段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</li> </ul> <p>④金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知 を追加する。</p> <p>⑥フィルタユニットの更新 老朽化のため、系統Ⅵ (局所排気系統) のフィルタユニット (FU-406) 2台を更新する。アンカーボルトは既設のものを用いる。</p> <p>⑦差圧計の改造 監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧警報盤を移設及び新設する。</p> <p>⑧フレキシブルダクトの追加・変更 系統Ⅵ (局所排気系統) のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>	
設置場所	第2加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)	
員数	1式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)	
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。
	その他の構成機器	制御盤、負圧警報盤 各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第1類: 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第2類: 排風機室側のフィルタユニット (フィルタユニット (FU-403)、フィルタ (FU-406)) から排風機までの区間、閉じ込め弁及び閉じ込めダンパー 耐震重要度分類 第3類: 上記以外の区間

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>{6022}ダクト、{6025}ダクト、{6047-2}ダクト、{6018}フィルタユニット (設備排気用)、{6030}閉じ込め弁、{6033}閉じ込め弁、{6036-2}閉じ込め弁、{6039}閉じ込めダンパー、{6042}閉じ込めダンパー、{6045-2}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-2 P設-2-2-1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6003}排風機 (303-F) ┌──────────────────┐ └──────────────────┘</p> <p>{6006}排風機 (306-F) ┌──────────────────┐ └──────────────────┘</p> <p>{6011}フィルタユニット (FU-403) ┌──────────────────┐ └──────────────────┘</p> <p>{6014}フィルタユニット (FU-406) ┌──────────────────┐ └──────────────────┘</p> <p>アンカーボルトで壁に固定する。</p> <p>{6048-2}差圧計 ┌──────────────────┐ └──────────────────┘</p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6046-2}給気ユニット (202AC)</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間でアナログ信号を使用する箇所はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 ○アナログ信号 (シールドケーブル) を使用する設備 ・ {6048-2}気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F4] ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記インターロックを設ける。 ○送排風機の起動停止インターロック</p>

表トー 2 P 設ー 2ー 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>                     操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、下記インターロックを設ける。                      ○送排風機異常時インターロック                      ○ダンパー開度異常時インターロック                      ○室内負圧異常時インターロック                 </p> <p>                     第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口（地上高 約 25 m）から屋外に放出する。                 </p> <p>                     [10. 1-F6]                      第 1 種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持する。                 </p>
	火災等による損傷の防止	<p>                     [11. 3-F1]                      気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表（別表 1）に示す。                 </p> <p>                     [11. 3-F2]                      配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。                 </p> <p>                     [11. 3-F3]                      フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。                 </p> <p>                     火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには {8045} 防火ダンパーを設置する。                      また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、{6014} フィルタユニット (FU-406) を {6018} フィルタユニット (設備排気用) と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6014} フィルタユニット (FU-406) の閉じ込めの機能を維持する。                 </p> <p>                     [11. 3-B2]                      次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。                      ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。                      ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。                      ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。                 </p> <p>                     [11. 5-F1]                      可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第 1 種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均 6 回/時以上の換気を行う。                 </p> <p>                     第 2 加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math>                      気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上                 </p>

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>没水水位 (cm)</th> <th>最低高さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{6003}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)</td> <td>6. 1</td> <td>7. 5</td> </tr> <tr> <td>{6006}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)</td> <td>6. 1</td> <td>7. 5</td> </tr> <tr> <td>{6011}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)</td> <td>4. 0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6014}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)</td> <td>4. 0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6046-2}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)</td> <td>6. 1</td> <td>7. 5</td> </tr> <tr> <td>{6048-6}気体廃棄設備 No. 1 制御盤</td> <td>6. 1</td> <td>7. 5</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	没水水位 (cm)	最低高さ (cm)	{6003}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	6. 1	7. 5	{6006}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)	6. 1	7. 5	{6011}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	4. 0	12	{6014}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	4. 0	12	{6046-2}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	6. 1	7. 5	{6048-6}気体廃棄設備 No. 1 制御盤
設備・機器名称 機器名	没水水位 (cm)	最低高さ (cm)																			
{6003}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	6. 1	7. 5																			
{6006}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)	6. 1	7. 5																			
{6011}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	4. 0	12																			
{6014}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	4. 0	12																			
{6046-2}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	6. 1	7. 5																			
{6048-6}気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6. 1	7. 5																			
		[12. 1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-1 3 (1)、固定詳細図を図リ-他-1 3 (3) に示す。																			
安全避難通路等	—																				
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。 {6003}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 排風機 (303-F)、{6006}気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F) が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、排風機の停止に伴う第1種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>																				
材料及び構造	—																				
搬送設備	—																				
核燃料物質の貯蔵施設	—																				
警報設備等	<p>[18. 1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-2}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Pa よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-2-3に示す。</p>																				

表トー2 P設ー2ー2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18. 2-F1]</p> <p>第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。</p> <p>○送排風機の起動停止インターロック</p> <p>(起動時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。</li> </ul> <p>(停止時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</li> </ul> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。</p> <p>○送排風機異常時インターロック</p> <p>送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。</p> <p>(系統Ⅵ(局所排気系統)の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統Ⅵ(局所排気系統)の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。</li> <li>・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>(系統Ⅲ(部屋排気系統)の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統Ⅲ(部屋排気系統)の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。</li> <li>・給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>(給気系統の給気ユニット異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>○ダンパー開度異常時インターロック</p> <p>(局所排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</li> </ul> <p>(部屋排気系統の起動後)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</li> </ul> <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2分析室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F1]</p> <p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25 m)から屋外に放出する。</p>



表トー 2 P 設- 2 - 2 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]                  部屋排気系統及び局所排気系統に、{6011}フィルタユニット (FU-403) 及び{6014}フィルタユニット (FU-406) を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6018}フィルタユニット (設備排気用) を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率：                  99.97 %以上 (DOP 法)</p> <p>[20. 1-F4]                  ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20. 1-F5]                  フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	<p>[23. 1-F1]                  第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math>                  気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2]                  フィルタユニット及びフィルタユニット (設備排気用) は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計 (フィルタ用) を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>								
	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2]                  {6006}排風機 (306-F) は、{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する<sup>(1)</sup>。</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="635 1641 1385 1805"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リー他ー11 (1) に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)	—	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作							
気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ (局所排気系統) 排風機 (306-F)	—	○	—							
	通信連絡設備	—								
その他許可で求める仕様		<p>[99-F1]                  耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>								

表ト-2 P設-2-2 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 仕様

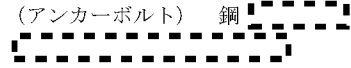


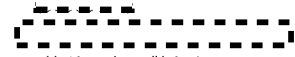
添付図	図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-2-1、図ト-2 P設-2-2-2、図ト-2 P設-2-2-3、図ト-2 P設-2-2-4、図リ-他-1 1 (1)、図リ-他-1 3 (1)、図リ-他-1 3 (3)
-----	--


(1)長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、ウランの閉じ込めを行った上で、当該排風機を待機状態とする。


表ト-2 P設-2-2 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6003}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $1 \text{ m}^3/\text{時}$
{6006}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力 $1 \text{ m}^3/\text{時}$
{6011}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6014}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) ステンレス鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6018}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	第2加工棟 系統VI	6台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) (据付ボルト) 鋼 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) 高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6022}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統III	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6025}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VI	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -

表ト-2 P設-2-2 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)  
構成設備・機器 仕様


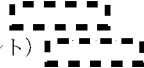


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6030}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統III	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6033}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VI	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6039}気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統III	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6042}気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VI	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 閉じ込めダンパ ー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) 給気ユニット (202AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気 系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6048-2}気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI 差圧 計	第2加工棟	3台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 調節計、負圧警報盤 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045}緊急設備 防火ダ ンパー	第2加工棟	8台 <sup>(1)</sup>	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72 °C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主 管理制度適合品

\*1 以上の強度を有する材料

\*2 以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-2 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトの撤去・新設	{6022}ダクト {6025}ダクト {6047-2}ダクト {6018}フィルタユニット (設備廃棄用) {6033}閉じ込め弁 {6042}閉じ込めダンパー	(ダクト) 鋼  (フィルタユニット) 難燃性合板 (※改造④で金属製カバーを設置する) (閉じ込め弁) 金属製、手動作動式 (閉じ込めダンパー) 金属製、自動作動式	1 式 1 台 1 台 1 台	図ト-2 P設-2-2-1
②ダクト支持構造物の改造	{6022}ダクト {6025}ダクト {6047-2}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1 式	—
③防火ダンパーの更新	{8045}防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	8 台	図ト-2 P設-2-2-1
④金属製カバーの設置	{6018}フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	6 台	図ト-2 P設-2-5
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6039}閉じ込めダンパー {6042}閉じ込めダンパー {6045-2}閉じ込めダンパー	(コントロールモータ) 金属製 (配線) 難燃性ケーブル	各 1 台 1 式	図ト-2 P設-2-2-4 (6)
⑥フィルタユニットの更新	{6014}フィルタユニット (FU-406)	(フィルタユニット) 金属製 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維製、捕集効率 99.97%以上 (DOP 法) (プレフィルタ) ガラス繊維製	2 台	図ト-2 P設-2-2-2 (4)
⑦差圧計の改造	{6048-2}差圧計	(制御盤) 金属製	1 台 1 式	図ト-2 P設-2-2-3
⑧フレキシブルダクトの追加・変更	{6025}ダクト	(ダクト) 鋼  (フレキシブルダクト) 金属製、ガラスクロス (難燃性)	1 式	—

表ト-2 P設-2-2 (別表3) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) 安全機構及びインターロックの機器の構成と改造仕様

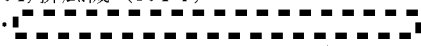
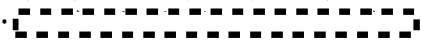
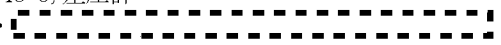
安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
送排風機の起動停止インターロック	{6003} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 排風機 (303-F) :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (1)
	{6006} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F) :1 台	
	{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC) :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (2)
送排風機異常時インターロック	{6003} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 排風機 (303-F) :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (3)
	{6006} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F) :1 台	
	{6039} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6042} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (4)
	{6045-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC) :1 台	
ダンパー開度異常時インターロック	{6003} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 排風機 (303-F) :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (5)
	{6006} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F) :1 台	
	{6039} 気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (6)
	{6042} 気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC) :1 台	
室内負圧異常時インターロック	{6045-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (7)
	{6046-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI (給気系統) 給気ユニット (202AC) :1 台	図ト-2 P設-2-2-4 (8)
	{6048-2} 気体廃棄設備 No.1 系統III系統VI 差圧計 :1 台	

制御盤は、{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統)、{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統)、{6048-7} 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) で共用する。

表トー 2 P 設 - 2 - 3 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー
設備・機器名称 機器名		{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) (構成設備・機器) {6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 排風機 (304-F) {6012} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404) {6023} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) ダクト {6031} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6036-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁 {6040} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込めダンパー {6046-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) 給気ユニット (203SU) {6047-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ (給気系統) ダクト {6048-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー  本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設 - 2 - 3 - 1 に示す。
変更内容		改造 新規制基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅳ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。  ①ダクト支持構造物の改造 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 系統Ⅳ (部屋排気系統) 及び系統Ⅳ (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。  ②防火ダンパーの更新 (仕様を本表 (別表 2) に示す。) 火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを更新する。 ・第 1 種管理区域の火災区域境界貫通部  ③ダンパー開度異常時インターロックの追加 (改造に係る仕様を本表 (別表 2) に示す。) 閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、給気ユニットの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。
設置場所		第 2 加工棟 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)
員数		1 式 (各構成設備・機器の員数を本表 (別表 1) に示す。)
一般仕様	型式	各構成設備・機器の型式を本表 (別表 1) に示す。
	主要な構造材	各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	各構成設備・機器の寸法を本表 (別表 1) に示す。
	その他の構成機器	制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表 1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表 3) に示す。
	その他の性能	各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表 1) に示す。
	核燃料物質の状態	—

表トー 2 P 設- 2- 3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー 下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。 耐震重要度分類 第1類： 損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー 耐震重要度分類 第2類： 排風機室側のフィルタユニット (フィルタユニット (FU-404)) から排風機までの区間、閉じ込め弁及び閉じ込めダンパー 耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間</p> <p>{6023}ダクト、{6047-3}ダクト、{6031}閉じ込め弁、{6036-3}閉じ込め弁、{6040}閉じ込めダンパー、{6045-3}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図トー 2 P 設- 2- 3- 1 に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6004}排風機 (304-F)  {6012}フィルタユニット (FU-404)  アンカーボルトで壁に固定する。 {6048-3}差圧計  下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 {6046-3}給気ユニット (203SU)</p>	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間でアナログ信号を使用する箇所はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号 (シールドケーブル) を使用する設備 ・ {6048-3}気体廃棄設備 No. 1 系統IV 差圧計</p>	



表トー 2 P 設 - 2 - 3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10. 1-F4]</p> <p>ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機の起動停止インターロック</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、下記インターロックを設ける。</p> <p>○送排風機異常時インターロック ○ダンパー開度異常時インターロック ○室内負圧異常時インターロック</p> <p>第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1]</p> <p>気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11. 3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-F3]</p> <p>フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには {8045} 防火ダンパーを設置する。</p> <p>[11. 3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1]</p> <p>気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p>	

表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>没水 水位 (cm)</th> <th>最低 高さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6012} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)</td> <td>4.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6046-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 制御盤</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	没水 水位 (cm)	最低 高さ (cm)	{6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	6.1	7.5	{6012} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	4.0	12	{6046-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	6.1	7.5	{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6.1	7.5
		設備・機器名称 機器名	没水 水位 (cm)	最低 高さ (cm)													
		{6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	6.1	7.5													
		{6012} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	4.0	12													
		{6046-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	6.1	7.5													
{6048-7} 気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6.1	7.5															
<p>[12.1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に{8065}緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13(1)、固定詳細図を図リ-他-13(3)に示す。</p>																	
安全避難通路等	—																
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。 {6004} 気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F) が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、第1種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>																
材料及び構造	—																
搬送設備	—																
核燃料物質の貯蔵施設	—																
警報設備等	<p>[18.1-F1] 第1種管理区域の室内の負圧を{6048-3}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。 差圧計及び警報盤の位置を図ト-2 P設-2-3-3に示す。</p> <p>[18.2-F1] 第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。 ○送排風機の起動停止インターロック (起動時) ・部屋排気系統の排風機の起動後に、給気系統の給気ユニットを起動する。 (停止時) ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止する。</p>																


表トー2P設-2-3 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>警報設備等</p>	<p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。</p> <p>○送排風機異常時インターロック 送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。</p> <p>(系統IV(部屋排気系統)の排風機異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。</li> <li>・給気系統の給気ユニットの停止にともない、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>(給気系統の給気ユニット異常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul> <p>○ダンパー開度異常時インターロック (部屋排気系統の起動時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給気系統の給気ユニットは、部屋排気系統の排風機及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</li> </ul> <p>○室内負圧異常時インターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2フィルタ室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</li> </ul>
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	<p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25m)から屋外に放出する。</p> <p>[20.1-F3] 部屋排気系統に{6012}フィルタユニット(FU-404)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上(DOP法)</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>	<p>[20.1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約25m)から屋外に放出する。</p> <p>[20.1-F3] 部屋排気系統に{6012}フィルタユニット(FU-404)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるようろ過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上(DOP法)</p> <p>[20.1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20.1-F5] フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—

表ト-2 P設-2-3 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 仕様



技術基準に基づく仕様	換気設備	<p>[23.1-F1]                      第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math>                      気体廃棄設備 No.1全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23.1-F2]                      フィルタユニットは内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		<p>[99-F1]                      耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
添付図		<p>図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-3-1、図ト-2 P設-2-3-2、図ト-2 P設-2-3-3、図ト-2 P設-2-3-4、図リー他-13(1)、図リー他-13(3)</p>


表ト-2 P設-2-3 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)  
構成設備・機器 仕様


設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6004}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6012}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	第2加工棟 第2フィルタ室	2台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97%以上 (DOP法)
{6023}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統IV	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -
{6031}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統IV	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6040}気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 IV系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : (給気ユニット) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m³/時
{6047-3}気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリウムダンパー その他の性能 : -

表ト-2 P設-2-3 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)

構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6048-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計	第2加工棟	1台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼  寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 調節計、負圧制御盤 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045} 緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	2台 <sup>(1)</sup>	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主 管理制度適合品



\*1 以上の強度を有する材料

\*2 以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数

表ト-2 P設-2-3 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) の

改造の仕様

改造項目	対象設備・機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクト支持構造物の改造	{6023} ダクト {6047-3} ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1式	-
②防火ダンパーの更新	{8045} 防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	2台	図ト-2 P設-2-3-1
③ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6040} 閉じ込めダンパー {6045-3} 閉じ込めダンパー	(コントロールモーター) 金属製	各1台 1式	図ト-2 P設-2-3-4 (6)

表ト-2 P設-2-3 (別表3) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 安全機構及びインターロックの機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
送排風機の起動停止インターロック	{6004} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F) : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (1)
	{6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU) : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (2)
送排風機異常時インターロック	{6004} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F) : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (3)
	{6040} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台	
	{6045-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (4)
	{6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU) : 1 台	
ダンパー開度異常時インターロック	{6004} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F) : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (5)
	{6040} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (6)
	{6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU) : 1 台	
室内負圧異常時インターロック	{6045-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 閉じ込めダンパー : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (7)
	{6046-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU) : 1 台	図ト-2 P設-2-3-4 (8)
	{6048-3} 気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計 : 1 台	

制御盤は、{6048-5} 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)、{6048-6} 気体廃棄設備 No.1 (系統 III、系統 VI、給気系統)、{6048-7} 気体廃棄設備 No.1 (系統 IV、給気系統) で共用する。

表トー 2 P 設ー 2ー 4 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様

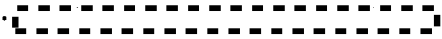
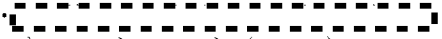


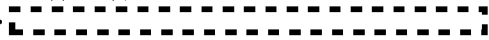
許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
設備・機器名称 機器名	施設名称	<p>排風機 高性能エアフィルタ (排風機室側) 高性能エアフィルタ (設備側) 排気ダクト (高性能エアフィルタ (フィルタボックス) ~排風機) 閉じ込め弁 閉じ込めダンパー 給気ファン 給気ダクト 負圧計 防火ダンパー</p> <p>{6048-8} 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) (構成設備・機器) {6007} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F) {6008} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F) {6015} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) {6016} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) {6019} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用) {6026} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト {6027} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト {6034} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁 {6035} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁 {6036-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁 {6043} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー {6043-2} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6043-3} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) {6044} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー {6045-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー  {6046-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) 給気ユニット (204AC) {6047-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) ダクト {6048-4} 気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計 {8045} 緊急設備 防火ダンパー</p> <p>本系統の構成設備・機器の配置詳細図を図トー 2 P 設ー 2ー 4ー 1 に示す。</p>
変更内容		<p>改造 新規基準に適合させるために、気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) を構成する設備・機器に対し以下の改造を行う。</p> <p>①ダクトのルート変更 (仕様を本表 (別表 2) に示す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災による損傷の防止対策として、系統Ⅶ (部屋排気系統) のダクトを、火災区域 2 P-1 及び火災区域 2 P-2 間の防火区画壁を貫通しないルートに変更する。なお、ルート変更後の貫通部の開口部の閉止については第 2 加工棟の工事にて実施する。</li> <li>・第 2-2 混合室内の系統Ⅷ (局所排気系統) ダクトについて、耐震補強のためルートを変更する。</li> <li>・第 2-2 ペレット室の系統Ⅷ (局所排気系統) 及び系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統) のダクトについて、可変風量バルブのメンテナンススペースを確保するためルートを変更する。</li> </ul>



表トー2P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>変更内容</p>	<p>②ダクト支持構造物の改造 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  系統VII (部屋排気系統)、系統VIII (局所排気系統) 及び系統VII系統VIII (給気系統) のダクトの耐震補強のため、ダクトの支持構造物の支持位置及び構造の変更を行う。</p> <p>③防火ダンパーの新設・更新 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  火災によるウラン粉末の漏えいを防止するため、下記位置に設置する防火ダンパーを新設又は更新する。                  ・第1種管理区域の火災区域境界貫通部                  ・局所排気系統において、排風機側に設置する2段目の高性能エアフィルタに接続するダクトの火災区域境界貫通部</p> <p>④金属製カバーの設置 (改造に係る仕様を本表 (別表2) に示す。)                  火災による損傷の防止対策として、フィルタユニット (設備排気用) に金属製のカバーを設置する。</p> <p>⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加 (仕様を本表 (別表2) に示す。)                  閉じ込めダンパーに開度監視用のコントロールモータを開閉センサー付に更新し、排風機及び給気ファンの起動時の制御に閉じ込めダンパーの開動作検知を追加する。</p> <p>⑥不要機器の撤去 (位置を図トー2P設-2-4-1に示す。)                  連続焼結炉 No.2-1 に接続している系統VIII (局所排気系統) ダクト上の老朽化した不要な熱交換器を撤去する。</p> <p>⑦差圧計の改造                  監視機能及び警報機能の最適化のため、各室の負圧制御盤に移報機能を追加し、第2-2ペレット室の負圧制御盤に移報信号を集約する。</p> <p>⑧フレキシブルダクトの追加・変更                  系統VIII (局所排気系統) のダクトと接続している設備・機器との間に設けるフレキシブルダクトについて追加、又は位置の変更を行う。</p>														
<p>設置場所</p>	<p>第2加工棟                  (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>														
<p>員数</p>	<p>1式                  (各構成設備・機器の員数を本表 (別表1) に示す。)</p>														
<p>一般仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1417 312 1451"> <p>型式</p> </td> <td data-bbox="312 1417 1406 1451"> <p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1451 312 1485"> <p>主要な構造材</p> </td> <td data-bbox="312 1451 1406 1485"> <p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1485 312 1518"> <p>寸法 (単位: mm)</p> </td> <td data-bbox="312 1485 1406 1518"> <p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1518 312 1585"> <p>その他の構成機器</p> </td> <td data-bbox="312 1518 1406 1585"> <p>制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1585 312 1619"> <p>その他の性能</p> </td> <td data-bbox="312 1585 1406 1619"> <p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1619 312 1641"> <p>核燃料物質の状態</p> </td> <td data-bbox="312 1619 1406 1641"> <p>—</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1641 312 1675"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> </td> <td data-bbox="312 1641 1406 1675"> <p>—</p> </td> </tr> </table>	<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>その他の構成機器</p>	<p>制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。</p>	<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p>	<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>
<p>型式</p>	<p>各構成設備・機器の型式を本表 (別表1) に示す。</p>														
<p>主要な構造材</p>	<p>各構成設備・機器の主要な構造材を本表 (別表1) に示す。</p>														
<p>寸法 (単位: mm)</p>	<p>各構成設備・機器の寸法を本表 (別表1) に示す。</p>														
<p>その他の構成機器</p>	<p>制御盤、各構成設備・機器のその他の構成機器を本表 (別表1) 安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。</p>														
<p>その他の性能</p>	<p>各構成設備・機器のその他の性能を本表 (別表1) に示す。</p>														
<p>核燃料物質の状態</p>	<p>—</p>														
<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>—</p>														
<p>技術基準に基づく仕様</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1641 611 1776"> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> </td> <td data-bbox="611 1641 1406 1776"> <p>[5.1-F1]                      安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1776 611 2056"> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="611 1776 1406 2056"> <p>[6.1-F1]                      ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー                      下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。                      耐震重要度分類 第1類:                      損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p> </td> </tr> </table>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                      安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                      ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー                      下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。                      耐震重要度分類 第1類:                      損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p>										
<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-F1]                      安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>														
<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1]                      ○ダクト、フィルタユニット (設備排気用)、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー                      下記の設備・機器について、区間に応じた耐震重要度分類に基づく地震力に耐える支持間隔で支持する。                      耐震重要度分類 第1類:                      損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間及び防火ダンパー</p>														

表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>耐震重要度分類 第2類： 排風機室側のフィルタユニット（フィルタユニット（FU-407）、フィルタユニット（FU-408））から排風機までの区間、閉じ込め弁及び閉じ込めダンパー</p> <p>耐震重要度分類 第3類： 上記以外の区間</p> <p>{6026}ダクト、{6027}ダクト、{6047-4}ダクト、{6019}フィルタユニット（設備排気用）、{6034}閉じ込め弁、{6035}閉じ込め弁、{6036-4}閉じ込め弁、{6043}閉じ込めダンパー、{6043-2}閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）、{6043-3}閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）、{6044}閉じ込めダンパー、{6045-4}閉じ込めダンパー、{8045}防火ダンパー</p> <p>各区間によるダクト類の耐震重要度分類を図ト-2 P設-2-4-1に示す。</p> <p>○上記以外の構成設備・機器 下記設備・機器を耐震重要度分類 第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6007}排風機 (307-F)  </p> <p>{6008}排風機 (308-F)  </p> <p>{6015}フィルタユニット (FU-407)  </p> <p>{6016}フィルタユニット (FU-408)  </p> <p>アンカーボルトで壁等に固定する。</p> <p>{6048-4}差圧計  </p> <p>下記設備・機器を耐震重要度分類 第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>{6046-4}給気ユニット (204AC)</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象) [8.1-F4] 給気口にフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] インターロック回路において、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間でアナログ信号を使用する箇所はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と制御盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 ○アナログ信号（シールドケーブル）を使用する設備 ・ {6048-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計</p>
加工施設への人の不法な侵入等の防止		—

表トー 2 P 設ー 2ー 4 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10. 1-F4]                  ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、第 1 種管理区域の室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧を維持するように給排気のバランスをとる。</p> <p>第 1 種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。                  ○送排風機の起動停止インターロック</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、下記インターロックを設ける。                  ○送排風機異常時インターロック                  ○ダンパー開度異常時インターロック                  ○室内負圧異常時インターロック</p> <p>第 1 種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第 2 加工棟屋上の排気口 (地上高 約 25 m) から屋外に放出する。</p> <p>[10. 1-F6]                  第 1 種管理区域においてウラン粉末を囲い式フードで取り扱う系統及び設備・機器には局所排気系統を接続し、囲い式フードの内部を室内の圧力に対して 9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を 0.5 m/秒以上に維持する。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 3-F1]                  気体廃棄設備を構成する主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表 (別表 1) に示す。</p> <p>[11. 3-F2]                  配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-F3]                  フィルタユニットのろ材はガラス繊維製を使用し、鋼製のケースに収容した状態で使用する。</p> <p>火災による損傷により、第 1 種管理区域の排気が同区域外へ漏えいすることを防止するため、第 1 種管理区域の火災区域を貫通するダクトには {8045} 防火ダンパーを設置する。</p> <p>また、局所排気系統については、火災の延焼防止及び可燃性ガスを取り扱う設備の爆発による影響を軽減するため、{6016} フィルタユニット (FU-408) を {6019} フィルタユニット (設備排気用) と異なる火災区域に設置し、接続するダクトの火災区域貫通部には防火ダンパーを設置することで、{6016} フィルタユニット (FU-408) の閉じ込めの機能を維持する。</p> <p>[11. 3-B2]                  次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。                  ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。                  ・使用電圧が 600V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。                  ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>

表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.5-F1] 可燃性ガスを取り扱う設備・機器を設置する第1種管理区域の室は、可燃性ガス漏えい時に室内に滞留しないよう、気体廃棄設備 No. 1 の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math> 気体廃棄設備 No. 1 全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p>																				
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 気体廃棄設備及びこれらの制御盤は、設置場所で想定する没水水位に対して導通部を高い位置に設置し、内部溢水に対し没水しない配置とする。</p> <table border="1" data-bbox="667 584 1353 1041"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>没水水位 (cm)</th> <th>最低高さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{6007}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6008}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6015}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)</td> <td>4.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6016}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)</td> <td>4.0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>{6046-4}気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>{6048-8}気体廃棄設備 No. 1 制御盤</td> <td>6.1</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[12.1-F4] 閉じ込めの機能の維持のため、第2排風機室に設置している排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に {8065}緊急設備 遮水板を設置する。 遮水板の配置図を図リ-他-13 (1)、固定詳細図を図リ-他-13 (3) に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	没水水位 (cm)	最低高さ (cm)	{6007}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	6.1	7.5	{6008}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	6.1	7.5	{6015}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	4.0	12	{6016}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	4.0	12	{6046-4}気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	6.1	7.5	{6048-8}気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6.1
設備・機器名称 機器名	没水水位 (cm)	最低高さ (cm)																				
{6007}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	6.1	7.5																				
{6008}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	6.1	7.5																				
{6015}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	4.0	12																				
{6016}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	4.0	12																				
{6046-4}気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	6.1	7.5																				
{6048-8}気体廃棄設備 No. 1 制御盤	6.1	7.5																				
	安全避難通路等	—																				
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 {6007}気体廃棄設備 No. 1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)、{6008}気体廃棄設備 No. 1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F) が停止し、第1種管理区域内の空気中のウランが建物外に漏えいすることを想定した設計基準事故において、第1種管理区域内の負圧の低下は、安全機能を有する施設の位置、構造、強度等に影響を与えず、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>																				
	材料及び構造	—																				
	搬送設備	—																				
	核燃料物質の貯蔵施設	—																				

表ト-2P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1]          第1種管理区域の室内の負圧を{6048-4}差圧計によって監視し、差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報する。          差圧計及び警報盤の位置を図ト-2P設-2-4-3に示す。</p> <p>[18.2-F1]          第1種管理区域の室内が正圧になることを防ぐため、給気系統と排気系統の間に下記の起動停止インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。          ○送排風機の起動停止インターロック          (起動時)          ・局所排気系統の排風機の起動後に、部屋排気系統の排風機を起動し、その後、給気系統の給気ユニットを起動する。          (停止時)          ・給気系統の給気ユニットの停止後に、部屋排気系統の排風機を停止し、その後、局所排気系統の排風機を停止する。</p> <p>操作員の操作がなくても閉じ込め機能喪失を防止できるように、送排風機異常時、ダンパー開度異常時及び室内負圧異常時に対して下記インターロックを設ける。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。</p> <p>○送排風機異常時インターロック          送排風機異常時には、第1種管理区域の室内が正圧になることを防止する。また、ウランを取り扱う設備・機器からの飛散防止としてフード内が室内よりも正圧になることを防止する。          (局所排気系統の排風機異常時)          ・局所排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。          ・部屋排気系統の排風機及び給気系統の給気ユニットの停止にともない、各系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。          (部屋排気系統の排風機異常時)          ・部屋排気系統の排風機の故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止するとともに、給気系統の給気ユニットの運転を自動停止する。          ・給気系統の給気ユニットの停止にともない、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。          (給気系統の給気ユニット異常時)          ・給気系統の給気ユニットの故障を検知した場合、同系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p> <p>○ダンパー開度異常時インターロック          (局所排気系統の起動後)          ・部屋排気系統の排風機は、局所排気系統の排風機の運転及び局所排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。          (部屋排気系統の起動後)          ・給気ユニットは、部屋排気系統の排風機の運転及び部屋排気系統の閉じ込めダンパーの開動作を検知後に起動する。</p> <p>○室内負圧異常時インターロック          ・第2-2ペレット室内の負圧を監視している差圧計が-19.6 Paよりも正圧を検知した場合、給気系統の給気ユニットの運転を停止するとともに同給気系統の閉じ込めダンパーを自動閉止する。</p>
	<p>放射線管理施設</p>	<p>—</p>

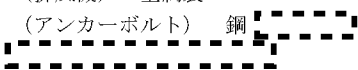

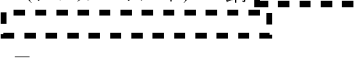


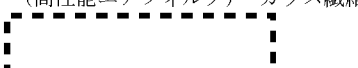
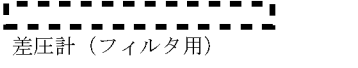
表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	<p>[20. 1-F1] 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して第2加工棟屋上の排気口(地上高 約 25m)から屋外に放出する。なお、系統VII(部屋排気系統)においては、高性能エアフィルタにより処理した部屋排気を、各部屋内に再循環給気してリサイクルする系統を備える。</p> <p>[20. 1-F3] 部屋排気系統及び局所排気系統に、{6015}フィルタユニット(FU-407)及び{6016}フィルタユニット(FU-408)を設置するとともに、局所排気系統のうち、ウラン粉末を非密封で取り扱う設備からの排気ダクトには{6019}フィルタユニット(設備排気用)を設置することにより、排気中の放射性物質濃度を原子力規制委員会の定める値以下となるよう過し、放出することで公衆の被ばく線量を十分に低減する。</p> <p>フィルタユニットの高性能エアフィルタ捕集効率： 99.97%以上(DOP法)</p> <p>[20. 1-F4] ダクトは排気口に通じる排気筒に接続し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがない構造とする。</p> <p>[20. 1-F5] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	<p>[23. 1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う。</p> <p>第2加工棟の容積：約 <math>1.3 \times 10^4 \text{ m}^3</math> 気体廃棄設備 No.1全体の排気能力： <math>1.3 \times 10^5 \text{ m}^3/\text{時}</math>以上</p> <p>屋外との境界部に排風機及び給気ユニットの運転状態と連動して開閉する閉じ込めダンパーを設けることにより、放射性気体廃棄物の逆流による屋外への拡散を防止するとともに、排気経路に放射性物質を十分に除去可能なフィルタユニットを設けることにより換気経路を確保する。</p> <p>[23. 1-F2] フィルタユニット及びフィルタユニット(設備排気用)は内包するプレフィルタ及び高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計(フィルタ用)を設けることにより、機能を適切に維持する。</p>

表ト-2 P設-2-4 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 仕様




技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>{6008}排風機(308-F)は、{8001}非常用電源設備No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも負圧を維持し系統の閉じ込めの機能を確保する。</p> <p>以上を次表に示す。(○:該当、-:該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気体廃棄設備No.1系統VIII(局所排気系統) 排風機(308-F)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備 系統図を図リ-他-11(1)に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	気体廃棄設備No.1系統VIII(局所排気系統) 排風機(308-F)	-	○	-
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作						
気体廃棄設備No.1系統VIII(局所排気系統) 排風機(308-F)	-	○	-							
通信連絡設備	-									
その他許可で求める仕様	<p>[99-F1]</p> <p>耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p> <p>[99-F7]</p> <p>F3 竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置しているダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界に設けている防火ダンパーを手動で閉止する措置を講じる。</p>									
添付図	<p>図ト-2 P設-1、図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-1-2、図ト-2 P設-2-4-1、図ト-2 P設-2-4-2、図ト-2 P設-2-4-3、図ト-2 P設-2-4-4、図リ-他-11(1)、図リ-他-13(1)、図リ-他-13(3)</p>									

表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

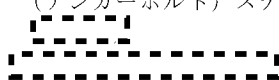
設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6007}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6008}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : 片吸込リミットロードファン 主要な構造材 : (排風機) 金属製 (アンカーボルト) 鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 排気能力  m³/時
{6015}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	第2加工棟 第2フィルタ室	4台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6016}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	第2加工棟 第2フィルタ室	3台	型式 : バンク型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (アンカーボルト) 鋼 (プレフィルタ) ガラス繊維 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) プレフィルタ、高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6019}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	第2加工棟 系統VIII	4台	型式 : セルフコンテンド型 主要な構造材 : (フィルタボックス) 鋼 (据付ボルト) 鋼 (高性能エアフィルタ) ガラス繊維 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 差圧計 (フィルタ用) 高性能エアフィルタ その他の性能 : 高性能エアフィルタ捕集効率 99.97 %以上 (DOP 法)
{6026}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VII	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -
{6027}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) ダクト	第2加工棟 系統VIII	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼、 ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 定風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -




表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6034}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6035}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 系統VIII	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6036-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 閉じ込め弁	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 手動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043-2}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替 用)	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6043-3}気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系 統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替 用)	第2加工棟 系統VII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6044}気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	第2加工棟 系統VIII	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6045-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 閉じ込めダンパ ー	第2加工棟 給気系統	1台	型式 : 自動作動式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : -
{6046-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) 給気ユニット (204AC)	第2加工棟 第2排風機室	1台	型式 : フィルタチャンバ型 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : - その他の性能 : 給気能力  m <sup>3</sup> /時
{6047-4}気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気 系統) ダクト	第2加工棟 給気系統	1式	型式 : 角ダクト、丸ダクト 主要な構造材 : 鋼  寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : 可変風量バルブ、ボリュームダンパー その他の性能 : -




表ト-2 P設-2-4 (別表1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統)  
構成設備・機器 仕様

設備・機器名	設置場所	員数	一般仕様
{6048-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計	第2加工棟	5 台	型式 : 電子式差圧発信器 (微差圧用) 主要な構造材 : (差圧計) 金属製 (アンカーボルト) ステンレス鋼 寸法 (単位: mm) :  その他の構成機器 : 調節計、負圧制御盤 その他の性能 : レンジ 0~100 Pa
{8045} 緊急設備 防火ダンパー	第2加工棟	13 台 <sup>(1)</sup>	型式 : 温度ヒューズ式 主要な構造材 : 金属製 寸法 (単位: mm) : - その他の構成機器 : - その他の性能 : 温度ヒューズ溶断温度 公称 72°C 日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品

\*以上の強度を有する材料

(1) 本系統内に設置されている台数


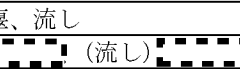


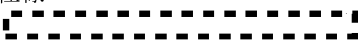
表ト-2 P設-2-4 (別表2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) の  
改造の仕様

改造項目	対象機器名	使用材料	員数	対応図
①ダクトのルート変更	{6026}ダクト {6027}ダクト {6047-4}ダクト {6019}フィルタユニット (設備排気用)	(ダクト) 鋼  (フィルタユニット) 難燃合板 (※改造④で金属カバーを設置する)	1 式	図ト-2 P設-2-4-5
②ダクト支持構造物の改造	{6026}ダクト {6027}ダクト {6047-4}ダクト	(支持構造物)  (アンカーボルト) 	1 式	-
③防火ダンパーの更新	{8045} 防火ダンパー	(防火ダンパー) 金属製、日本防排煙工業会防火ダンパー自主管理制度適合品	13 台	図ト-2 P設-2-4-1
④金属製カバーの設置	{6019} フィルタユニット (設備排気用)	(金属製カバー) 金属製	4 台	図ト-2 P設-2-5
⑤ダンパー開度異常時インターロックの追加	{6043} 閉じ込めダンパー {6043-2} 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) {6044} 閉じ込めダンパー {6045-4} 閉じ込めダンパー	(コントロールモーター) 金属製	各1台 1 式	図ト-2 P設-2-4-4 (6)
⑦差圧計の改造	{6048-4} 差圧計	-	1 式	図ト-2 P設-2-4-3
⑧フレキシブルダクトの追加・変更	{6027}ダクト	(ダクト) 鋼  (フレキシブルダクト) 金属製	1 式	-

表ト-2 P設-2-4 (別表3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) 安全機構及びインターロックの機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
送排風機の起動停止インターロック	{6007} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F) :1 台	図ト-2 P設-2-4-4 (1)
	{6008} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F) :1 台	図ト-2 P設-2-4-4 (2)
	{6046-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC) :1 台	
送排風機異常時インターロック	{6007} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F) :1 台	
	{6008} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F) :1 台	
	{6043} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6043-2} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台 (ワンスルー運転切替用)	図ト-2 P設-2-4-4 (3)
	{6043-3} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台 (リサイクル運転切替用)	図ト-2 P設-2-4-4 (4)
	{6044} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6045-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
ダンパー開度異常時インターロック	{6007} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F) :1 台	
	{6008} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F) :1 台	
	{6043} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	図ト-2 P設-2-4-4 (5)
	{6043-2} 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台 (ワンスルー運転切替用)	図ト-2 P設-2-4-4 (6)
	{6044} 気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	
	{6046-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC) :1 台	
室内負圧異常時インターロック	{6046-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC) :1 台	図ト-2 P設-2-4-4 (7)
	{6045-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 閉じ込めダンパー :1 台	図ト-2 P設-2-4-4 (8)
	{6048-4} 気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計 :1 台	

表トー 2 P 設- 3 - 1 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・施設管理の作業性向上のため、一部不要機器の撤去を行う。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集沈殿槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、堰、流し
	その他の性能	保有水量: (本体)  (流し) 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集沈殿槽 No. 1 を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集沈殿槽 No. 1 を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び{6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 ○堰の仕様 ・高さ   [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体、及び架台を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 1 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図トー 2 P 設- 3 - 3、図リ-他-6

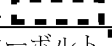


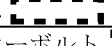
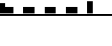
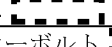

表ト-2 P設-3-1 (別表1-1) 第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1  
凝集沈殿槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) 堰 流し	鋼 金属製 金属製 金属製



表ト-2 P設-3-1 (別表1-2) 第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1  
架台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼

表ト-2 P設-3-1 (別表2) 第1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台  
耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
トラスの追加 (西側壁接続)	トラス 	
	アンカーボルト 	
トラスの追加 (東側壁接続)	トラス 	
	アンカーボルト 	
トラスの追加 (床接続)	トラス 	
	アンカーボルト 	

表トー 2 P 設- 3 - 2 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6082} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 2 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2 仕様



技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6



表ト-2 P設-3-2 (別表1) 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部)	鋼 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 3 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6083} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表トー 2 P 設- 3 - 3 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6

表ト-2 P設-3-3 (別表1) 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部)	鋼 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 4 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6084} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 凝集沈殿槽 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。


表トー 2 P 設- 3 - 4 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6

表ト-2 P設-3-4 (別表1) 第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部)	鋼 金属製

表トー 2 P 設ー 3 - 5 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6087} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	




表ト-2 P設-3-5 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表ト-2 P設-3-5 (別表1) 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心分離機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト	鋼

表トー 2 P 設ー 3 - 6 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6088} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。		
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	

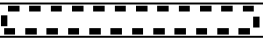
表ト-2 P設-3-6 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表ト-2 P設-3-6 (別表1) 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心分離機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト	鋼

表トー 2 P 設ー 3ー 7 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6089} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	


表ト-2 P設-3-7 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表ト-2 P設-3-7 (別表1) 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心分離機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト	鋼

表トー 2 P 設ー 3 - 8 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6090} 第 1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	無孔バスケット型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	


表ト-2 P設-3-8 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表ト-2 P設-3-8 (別表1) 第1 廃液処理設備 遠心分離機 No. 4 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心分離機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト	鋼

表トー 2 P 設ー 3 - 9 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6091} 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	有孔バスケット型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心ろ過機 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	




表ト-2 P設-3-9 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表ト-2 P設-3-9 (別表1) 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心ろ過機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト	鋼

表トー 2 P 設 - 3 - 1 0 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6092} 第 1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	有孔バスケット型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心ろ過機 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	



表ト-2 P設-3-10 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-3-1、図ト-2 P設-3-2	

表ト-2 P設-3-10 (別表1) 第1 廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心ろ過機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト	鋼

表トー 2 P 設ー 3 - 1 1 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6093} 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水槽 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他ー 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	



表トー 2 P 設- 3 - 1 1 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 1 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6

表ト-2 P設-3-11 (別表1) 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 樹脂製 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 1 2 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6094} 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 1 2 第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2 仕様



技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 1 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ-他- 6



表ト-2 P設-3-12 (別表1) 第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 樹脂製 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 1 3 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6095} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 1 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表トー 2 P 設- 3 - 1 3 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ- 他- 6

表ト-2 P設-3-13 (別表1) 第1廃液処理設備 処理水槽 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 1 4 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6096} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 2 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表トー 2 P 設- 3 - 1 4 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ- 他- 6

表ト-2 P設-3-14 (別表1) 第1廃液処理設備 処理水槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 1 5 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6097} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 3 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。





表トー 2 P 設- 3 - 1 5 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ- 他- 6

表ト-2 P設-3-15 (別表1) 第1廃液処理設備 処理水槽 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部)	鋼 金属製

表トー 2 P 設- 3 - 1 6 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6098} 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 ペレット室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 処理水槽 No. 4 を据付ボルトで {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他- 1 に示す。  また、建物の壁及び {6081} 第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 堰で構成された液溜③内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 3 - 1 6 第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第 1 廃液処理設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第 2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 1、図トー 2 P 設- 3 - 2、図リ- 他- 6

表ト-2 P設-3-16 (別表1) 第1廃液処理設備 処理水槽 No.4 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部)	鋼 金属製

表ト-2 P 設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 1 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6099} 第 1 廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (後半申請の施設からの波及的影響を受けないよう、配管を接続設備から切り離す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 ペレット室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

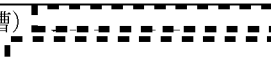


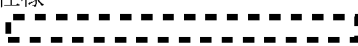
表ト-2 P設-3-17 第1 廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第1 廃液処理設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2 廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F3] 地震による損傷の防止及び溢水による損傷の防止のため後半申請の施設である{2039}センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置と接続している配管を切り離して閉止する。 配管を閉止する位置を図リ-他-18(4)に示す。
	添付図	図ト-2 P設-1-3、図リ-他-18

表ト-2 P設-3-17 (別表1) 第1 廃液処理設備 配管 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	配管	鋼、ステンレス鋼
その他	—	—

表ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6100} 分析廃液処理設備 反応槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (反応槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、堰、ポンプ、流し
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 反応槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 反応槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{6100} 分析廃液処理設備 反応槽 堰で構成された液溜④内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。 ○堰の仕様 ・高さ   [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体、及び架台を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。



表ト-2 P設-4-1 分析廃液処理設備 反応槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ4cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-4-1、図ト-2 P設-4-2、図リ-他-6

表ト-2 P設-4-1 (別表1-1) 分析廃液処理設備 反応槽  
 反応槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 樹脂製 金属製



表ト-2 P設-4-1 (別表1-2) 分析廃液処理設備 反応槽  
 架台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 堰 流し	ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-2 P設-4-1 (別表2) 分析廃液処理設備 反応槽 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・槽	全て
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	
柱の追加	柱	
はりの追加	はり	
槽の追加	据付ボルト	

表トー 2 P 設一 4 - 2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6100-2} 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 ろ過水貯槽を据付ボルトで {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ一他一 1 に示す。  また、建物の壁及び {6100} 分析廃液処理設備 反応槽 堰で構成された液溜④内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設- 4 - 2 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 2 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器：1 台  漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図トー 2 P 設- 1 - 1、図トー 2 P 設- 4 - 1、図トー 2 P 設- 4 - 2、図リ-他- 6



表ト-2 P設-4-2 (別表1) 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼、ポリ塩化ビニル
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 樹脂製 金属製

表ト-2 P設-4-2 (別表2) 分析廃液処理設備 ろ過水貯槽 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	槽	全て
槽の追加	据付ボルト	

表トー 2 P 設 - 4 - 3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6101} 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	

表ト-2P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

技術基準に基づく仕様	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-4-1、図ト-2P設-4-3	

表ト-2P設-4-3 (別表1) 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	乾燥機	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	鋼

表トー 2 P 設- 4- 4 分析廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6102} 分析廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



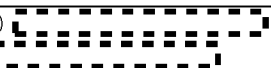
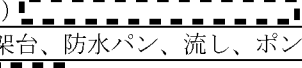
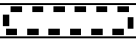
表ト-2 P設-4-4 分析廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は分析廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-2 P設-1-3

表ト-2 P設-4-4 (別表1) 分析廃液処理設備 配管 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	配管	鋼、ステンレス鋼
その他	—	—

表トー 2 P 設 - 5 - 1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集沈殿槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台、防水パン、流し、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集沈殿槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集沈殿槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他 - 1 に示す。  建物の壁及び {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された溢水防護区画 C1-1 内に設置するにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体、及び架台を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表トー 2 P 設 - 5 - 1 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 4 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。</p>	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図トー 2 P 設 - 1 - 1、図トー 2 P 設 - 5 - 1、図トー 2 P 設 - 5 - 2、図リ - 他 - 6	


表ト-2P設-5-1 (別表1-1) 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽  
凝集沈殿槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) 防水パン ポンプ 流し	ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-2P設-5-1 (別表1-2) 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽  
架台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼、ステンレス鋼 鋼、ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼

表トー 2 P 設 - 5 - 2 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6104} 開発室廃液処理設備 遠心分離機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローター型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	防水パン
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] {6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 架台に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 遠心分離機を据付ボルトで {6103} 開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽 架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。 [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—


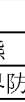
表ト-2 P設-5-2 開発室廃液処理設備 遠心分離機 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-5-1、図ト-2 P設-5-2	

表ト-2 P設-5-2 (別表1) 開発室廃液処理設備 遠心分離機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	遠心分離機	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 防水パン	ステンレス鋼 ステンレス鋼

表ト-2 P 設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6105} 開発室廃液処理設備 貯槽	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、防水パン、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  建物の壁及び {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された溢水防護区画 C1-1 内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	

表ト-2 P設-5-3 開発室廃液処理設備 貯槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ3cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-5-1、図ト-2 P設-5-2、図リ-他-6



表トー 2 P 設ー 5ー 3 (別表 1) 開発室廃液処理設備 貯槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部) 防水パン ポンプ	ステンレス鋼 金属製 ステンレス鋼 金属製

表ト-2 P設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	開発室廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6106} 開発室廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (溢水の拡大防止のため、配管経路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



表ト-2 P設-5-4 開発室廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は開発室廃液処理設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物に対し、凝集沈殿及び遠心分離によりウランを除去し、放射性物質濃度を所定の管理値以下とした後、第2廃液処理設備に移送する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ト-2 P設-1-3

表ト-2 P設-5-4 (別表1) 開発室廃液処理設備 配管 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	配管	鋼、ステンレス鋼
その他	—	—

表ト-2 P設-6-1 第2廃液処理設備 集水槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第2廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6107} 第2廃液処理設備 集水槽	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第2加工棟 第2廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜①内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。	
	[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	
	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。	



表ト-2 P設-6-1 第2廃液処理設備 集水槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ10 cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6	

表トー2 P設-6-1 (別表1) 第2 廃液処理設備 集水槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-2 P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6108} 第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜②内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-2 第2廃液処理設備 集水槽 No.2 仕様

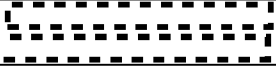


技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ8cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-3、図リ-他-6



表トー2 P設ー6ー2 (別表1) 第2廃液処理設備 集水槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表ト-2 P 設-6-3 第2廃液処理設備 凝集槽 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6109} 第 2 廃液処理設備 凝集槽	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (凝集槽)  (架台) 
	その他の構成機器	液面高検知器、架台
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台を、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 凝集槽を架台に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 凝集槽を据付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜①内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ト-2 P設-6-3 第2廃液処理設備 凝集槽 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ3cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6



表トー2P設-6-3 (別表1-1) 第2廃液処理設備 凝集槽  
凝集沈殿槽 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	据付ボルト 液面高検知器 (接液部)	ステンレス鋼 金属製

表トー2P設-6-3 (別表1-2) 第2廃液処理設備 凝集槽  
架台 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼、ステンレス鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼

表ト-2 P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6110} 第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜①内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。

表ト-2P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、図ト-2P設-6-4、図リ-他-6	



表ト-2P設-6-4 (別表1) 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	トラス	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	接合ボルト	ステンレス鋼
	ポンプ	金属製

表ト-2P設-6-4 (別表2) 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
トラスの追加	トラス	
	接合ボルト	

表ト-2 P設-6-5 第2廃液処理設備 タンク No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6110-2} 第 2 廃液処理設備 タンク No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜 ①内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。

表ト-2 P設-6-5 第2廃液処理設備 タンク No.1 仕様



技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ7 cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6	



表ト-2 P設-6-5 (別表1) 第2廃液処理設備 タンク No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 金属製 金属製

表ト-2 P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6111} 第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面と壁面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜 ①内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—


表ト-2 P設-6-6 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図ト-2 P設-6-5、図リ-他-6	



表ト-2 P設-6-6 (別表1) 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼
	接合ボルト	ステンレス鋼

表ト-2 P設-6-6 (別表2) 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
壁面支持はりの追加	はり	
	接合ボルト	
	アンカーボルト	

表ト-2 P設-6-7 第2廃液処理設備 タンク No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第2廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6111-2} 第2廃液処理設備 タンク No.2	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第2加工棟 第2廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、建物の壁及び{8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉で構成された液溜①内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。


表ト-2 P設-6-7 第2廃液処理設備 タンク No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数 ・液面高検知器：1 台</p> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ7 cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数 ・液面高検知器：1 台</p> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、図リ-他-6

表ト-2 P設-6-7 (別表1) 第2廃液処理設備 タンク No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 液面高検知器 (接液部) ポンプ	ステンレス鋼 樹脂製 金属製

表トー 2 P 設- 6 - 8 第 2 廃液処理設備 加圧脱水機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6112} 第 2 廃液処理設備 加圧脱水機	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	加圧脱水型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表ト-2 P設-6-8 第2 廃液処理設備 加圧脱水機 仕様



技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20. 1-F3] 当該設備は第2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2 加工棟第1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-6-2、	

表ト-2 P設-6-8 (別表1) 第2 廃液処理設備 加圧脱水機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	脱水機	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 設備カバー ポンプ	ステンレス鋼 金属製、ポリ塩化ビニル (難燃性) 金属製



表トー 2 P 設- 6- 9 第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6113} 第 2 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	スラッジ
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	


表ト-2P設-6-9 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機 仕様

技術基準に基づく仕様	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備を構成している。廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物に対し、乾燥させた後、放射性固体廃棄物として取り扱う。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2、図ト-2P設-6-6	

表ト-2P設-6-9 (別表1) 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼
ウランを取り扱う部位	乾燥機	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト 設備カバー	鋼 金属製、ポリカーボネート (難燃性)

表トー 2 P 設- 6 - 1 0 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6114} 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	


表ト-2P設-6-10 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	

表ト-2P設-6-10 (別表1) 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表トー 2 P 設- 6 - 1 1 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6115} 第 2 廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ト-2P設-6-11 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-6-2	



表ト-2P設-6-11 (別表1) 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	槽	ステンレス鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表ト-2P設-6-11 (別表2) 第2廃液処理設備 ろ過装置 No.2 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱、槽、据付ボルト	3 基分

表ト-2P設-6-12 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6117} 第 2 廃液処理設備 受水槽 No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リ-他-1 に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [10.1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表ト-2P設-6-12 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ1cmの液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20.1-F3]</p> <p>当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト-2P設-1-1、図ト-2P設-6-1、図ト-2P設-7、図リ-他-6



表ト-2 P設-6-12 (別表1) 第2廃液処理設備 受水槽 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	移動防止用部材 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表ト-2 P設-6-13 第2 廃液処理設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6118} 第 2 廃液処理設備 配管	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、配管を更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



表ト-2 P設-6-13 第2廃液処理設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2 P設-1-3	

表ト-2 P設-6-13 (別表1) 第2廃液処理設備 配管 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	配管	鋼、ステンレス鋼
その他	—	—

表トー 2 P 設 - 7 - 1 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6119} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他 - 1 に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 1 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—



表ト-2 P設-7-1 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1 仕様

添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7、図リ-他-6
-----	--

表ト-2 P設-7-1 (別表1) 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	移動防止用部材 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表トー 2 P 設 - 7 - 2 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6120} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量: 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器: 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他-1 に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 2 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—





表ト-2 P設-7-2 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.2 仕様

添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7、図リ-他-6
-----	--

表ト-2 P設-7-2 (別表1) 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	移動防止用部材 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表トー 2 P 設 - 7 - 3 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6121} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他 - 1 に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10. 1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [10. 1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 3 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1]</p> <p>設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液面高検知器：1 台</li> </ul> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3]</p> <p>当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4]</p> <p>第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—



表ト-2 P設-7-3 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3 仕様

添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7、図リ-他-6
-----	--

表ト-2 P設-7-3 (別表1) 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	移動防止用部材 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表トー 2 P 設 - 7 - 4 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6122} 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	
変更内容	改造 (誤操作防止のため、液面高検知警報の電気回路を変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	液面高検知器、ポンプ
	その他の性能	保有水量 : 
	核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 移動防止用の部材で壁面から支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F5] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。 ○設備の員数 ・液面高検知器 : 1 台  ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052} 緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他 - 1 に示す。  また、地下貯槽ピット内に設置することにより、液体廃棄物の漏えいの拡大を防止する。  [10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [10.1-F8] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性液体を設備に流入する供給口は設備に貯留する放射性液体廃棄物の液面に接触しない位置に配置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。

表トー 2 P 設 - 7 - 4 第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F4] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、所定の液面を超えた場合に自動的に警報を発する液面高検知器を設置し、溢水の発生を防止する。</p> <p>○設備の員数 ・液面高検知器：1 台</p> <p>溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18. 1-F1] 設備の容量を超えて液体廃棄物が溢れ出ないように、検知から操作員が停止するまでの想定水位上昇を担保する開口部までの高さ 22 cm の液面を超えるまでに自動的に警報を発する液面高検知器を設ける。</p> <p>○設備の員数 ・液面高検知器：1 台</p> <p>漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	<p>[20. 1-F3] 当該設備は第 2 廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第 2 加工棟第 1 種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。</p> <p>[20. 1-F4] 第 2 廃液処理設備貯留設備の貯留槽には、排水口以外の箇所において液体廃棄物を建物外に排出する経路を設けない。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—

表ト-2 P設-7-4 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.4 仕様

添付図	図ト-2 P設-1-1、図ト-2 P設-6-1、図ト-2 P設-7、図リ-他-6
-----	--

表ト-2 P設-7-4 (別表1) 第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No.4 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	槽	鋼、ステンレス鋼
その他	移動防止用部材 液面高検知器 (接液部) ポンプ	鋼 金属製 金属製

表トー２P設－７－５ 第２廃液処理設備貯留設備 配管 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 第 2 廃液処理設備
設備・機器名称 機器名	{6123} 第 2 廃液処理設備貯留設備 配管	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 廃棄物処理室	
員数	1 式	
一般仕様	型式	円筒型
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 建物又は架台にボルト等で固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 液体廃棄物が接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体廃棄物の漏えいを防止する。 材料を本表（別表 1）に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	



表ト-2P設-7-5 第2廃液処理設備貯留設備 配管 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	[20.1-F3] 当該設備は第2廃液処理設備及び貯留設備を構成している。第2加工棟第1種管理区域で生じた液体廃棄物、並びに上流の廃液処理設備から移送された液体廃棄物に対し、凝集沈殿及びろ過によりウランを除去、又は、希釈により水中の放射性物質の濃度を低下させ、放射性物質濃度を周辺監視区域外の水中の濃度限度以下とした後、施設外に排出する。
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-3	

表ト-2P設-7-5 (別表1) 第2廃液処理設備貯留設備 配管 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	配管	鋼、ステンレス鋼
その他	—	—

追第2次 表ト-2-1 気体廃棄設備No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）	
	施設名称	気体廃棄設備No.1（第2加工棟） フィルタボックス <sup>(1)</sup>	
設備・機器名称 機器名	{6019-2} 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）		
変更内容	部分撤去 <sup>(2)</sup> （第2加工棟第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup> の試験開発設備を撤去することに伴い、関連する気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）のうち第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup> 内の1台を部分撤去する。）		
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup>		
員数	1台		
一般仕様	型式	セルフコンテンド型	
	主要な構造材	ガラス繊維	
	寸法（単位：mm）	（プレフィルタ） 概略寸法： 	（高性能エアフィルタ） 概略寸法： 
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	—	
	核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	火災等による損傷の防止 <sup>(4)</sup>	—	
	安全機能を有する施設の地盤	—	
	地震による損傷の防止	—	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	材料及び構造	—	
	閉じ込めの機能	—	
	遮蔽	—	
	換気 <sup>(5)</sup>	—	
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(4)</sup>	—	
	安全機能を有する施設	—	
	搬送設備	—	
	警報設備等	—	
	安全避難通路等	—	
	核燃料物質の貯蔵施設	—	
	廃棄施設 <sup>(5)</sup>	—	
	放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—		
通信連絡設備	—		
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。		
添付図	図ト-1-1、図ト-1-2、図ト-1-3		

- (1) 本設備・機器は部分撤去するため、加工の事業の変更許可（平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 第5次申請で、気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）のうち撤去しない部分のフィルタユニット（設備排気用）の耐震補強等を行い、その適合性を確認する。
- (3) 加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (4) 本設備・機器は高所に位置しているため、その撤去跡に人が触れるおそれはない。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第2次 表ト-2-2 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）ダクト 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	気体廃棄設備No.1（第2加工棟） ダクト <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	[6027-2] 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） ダクト	
変更内容	部分撤去 <sup>(2)</sup> （第2加工棟第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup> の試験開発設備を撤去することに伴い、関連する気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）ダクトのうち第2加工棟第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup> 内の1式を部分撤去する。また、撤去しない部分のダクトとの取り合いとなる開口部に仮設の閉止板 <sup>(4)</sup> を設置する。）	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 <sup>(3)</sup>	
員数	1式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 <sup>(5)</sup>	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 <sup>(4)(6)</sup>	—
	遮蔽	—
	換気 <sup>(4)(6)</sup>	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(5)</sup>	—
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設 <sup>(4)(6)</sup>	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図ト-1-1、図ト-1-2、図ト-1-3、図ト-1-4、図ト-1-5	

- (1) 本設備・機器は部分撤去するため、加工の事業の変更許可（平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可）に基づく施設名称を記載する。
- (2) 第5次申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行い、その適合性を確認する。
- (3) 加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (4) 第5次申請で、撤去しない部分のダクトの耐震補強等を行う際に併せて本設の閉止措置を講じ、撤去しない部分のダクトの適合性を確認する。また、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No.1 全体の適合性を確認する。なお、第2次申請では、ダクトを部分撤去した後においても気体廃棄設備 No.1 は施設の維持管理に不可欠な活動として運転を継続することから、当該ダクトを含めた気体廃棄設備 No.1 の安全機能を維持するための措置を講じる（外観、系統、室内負圧、処理能力）。
- (5) 本設備・機器は、高所に位置しているため、その撤去跡に人が触れるおそれはない。
- (6) 当該技術基準に基づく仕様は、他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。